

令和4年大網白里市議会第1回定例会予算特別委員会会議録

日時 令和4年3月9日（水曜日）午前9時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（7名）

土屋 忠和	副委員長	上代 和利	委員
中野 修	委員	山下 豊昭	委員
蛭田 公二郎	委員	小金井 勉	委員
岡田 憲二	委員		

欠席委員（1名）

黒須 俊隆 委員長

出席説明員

財政課長	古内 衛		
下水道課長	三宅 秀和	下水道課副課長	渡辺 茂行
下水道課主査 兼管理班長	片岡 和信	下水道課主査 兼施設班長	内山 富夫
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚 好	農業振興課副課長	石井 勇
農業振興課主査 兼農地班長	千葉 利憲	農業振興課主査 兼農村整備班長	土屋 恒一郎
農業委員会主任書記	小田切 基樹		
地域づくり課長	御苑 昌美	地域づくり課副課長	渡邊 公一郎
地域づくり課主査 兼環境対策班長	内海 淳	地域づくり課主査 兼市民協働推進班長	森川 和子
ガス事業課長	鎌田 直彦	ガス事業課副課長 兼工務班長	山田 俊雄
ガス事業課主査 兼業務班長	鈴木 理一	ガス事業課主査 兼保安班長	大野 文昭
商工観光課副課長	谷川 充広	商工観光課主査 兼振興班長	栗原 潤
商工観光課副主査	内山 博史		
参事 (建設課長事務取扱)	林 浩志	建設課副課長	斉藤 正二
建設課主査 兼管理班長	渡辺 晃	建設課主査 兼道路班長	小林 貴大
建設課主査 兼河川排水班長	鈴木 崇秀		

都市整備課副課長	須 永 晃 二	都市整備課副参事 兼 営繕室 長	宇津木 正 明
都市整備課副主幹 兼 開発審査準備班 長	今 井 英 之	都市整備課主査 兼 都市計画課 班 長	今 井 孝 行
都市整備課主査 兼 区画整理班 長	疋 田 淳 二	都市整備課主査 兼 街路公園課 班 長	川 島 総 一
都市整備課主査	小 倉 正 光		

事務局職員出席者

議会議務局長	岡 部 一 男	主 査	内 山 悟
主任書記	鶴 岡 甚 幸		

議事日程

第1 開会

第2 副委員長挨拶

第3 審査事項

令和4年度各会計歳入歳出予算について

第4 各会計予算案の採決

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） 皆様、おはようございます。

ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

（午前 8時59分）

◎副委員長挨拶

○副委員長（土屋忠和副委員長） 昨日に引き続き、黒須委員長の代理を務めさせていただきます。

そして、本日最終日となりますので、各課等の審査の後に採決がございます。重ねて、どうぞよろしく願いいたします。

なお、昨日の審査結果の取りまとめを配付させていただきますので、確認後、ご意見等がございましたら、お昼までにいただきたいと思っております。

次に、傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、次に進めさせていただきます。

◎令和4年度各会計歳入歳出予算について

○副委員長（土屋忠和副委員長） 次に、次第の3、審査事項に移らせていただきます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構でございます。速やかに答弁が得られない場合は次に進めてまいります。早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしく願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 それでは、早速でございますが、職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

皆様から見まして私の右隣が副課長の渡辺でございます。

○渡辺茂行下水道課副課長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 その右が管理班長で主査の片岡でございます。

○片岡和信下水道課主査兼管理班長 片岡です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 最後に、その右が施設班長で主査の内山でございます。

○内山富夫下水道課主査兼施設班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○三宅秀和下水道課長 最後に私、下水道課長の三宅でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着席して続けて説明のほうをさせていただきたいと思っております。

それでは、令和4年度下水道事業会計について説明をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

下水道事業会計は令和2年度に公営企業会計に移行しまして、一般会計とは異なる予算の構成となっております。

はじめに、説明資料の構成についてですが、1ページから3ページは予算を大きくくりでまとめた総括表となっております。また、4ページから11ページは総括表の内訳となっております。4ページと5ページに収益及び支出に係る収入、それから、6ページから11ページに収益及び資本に係る支出をまとめてございます。そして、最後に下水道事業の本市に係る事業区域図を添付してございます。

なお、公営企業の予算は大きく収益的な予算と資本的な予算に分類されております。収益的という予算につきましては、企業の経営活動に伴って発生が予想される収益とそれに対する費用に係る予算となっており、例えば収益的収入の代表的なものとして、下水道使用料収入、支出の代表的なものとして、下水道施設の維持管理、そのほか、減価償却、そういうものがございます。

一方、資本的な予算といいますのは、将来の企業活動に備えて行う費用とその財源となる収益と、これに係る予算となっており、例えば資本的収入の代表的なものとしましては、国の補助金、あと企業債、建設に係る財源となるようなもの、あと、支出の代表的なものとしまして、施設の改築更新などに係る建設改良費、あと、借りている企業債の元金償還金、そういうものが含まれる形の予算となっております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

1 ページをご覧ください。総括表でございます。

1 ページの中段の表は、収益的収入となります。なお、表の右側、令和元年度以前の決算額は記載しておりませんが、これは令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、会計の比較ができないため、記載していないものでございます。

はじめに、令和4年度の収益的収入の全体予算額は、合計欄に記載のとおり、16億9,761万1,000円を計上しており、昨年度と比較して5,674万2,000円、3.2パーセントの増額となっております。

主な増減について申し上げますと、増額要素としましては、表の一番上、1款1項営業収益の1目下水道使用料で、令和3年度当初予算額に比較いたしまして、6,896万7,000円の増加を見込んでおります。

一方、減額要素としましては、1款2項営業外収益の5目長期前受金戻入が1億1,856万4,000円の減額となっております。長期前受金戻入の減額は、2ページで説明いたします収益的支出の減価償却費と連動する形で減額となっているものでございます。

また、その他の増減としましては、一般会計からの繰入金である1款2項の営業外収益の2目他会計負担金の9,761万7,000円の増額、その下の3目他会計補助金の6,598万2,000円の増額などとなっております。

この他会計負担金と他会計補助金は、使用料収入の増加に伴うこれら繰入金の調整、それから負担金と補助金間での繰入金額の見直し、あと、資本的収入に含めていた繰入金の収益的収入への移行など多くの調整を図ったことから、令和3年度に比較して金額の増減変動が大きくなってございます。

それから、次に2ページをご覧ください。収益的支出でございます。

令和4年度の収益的支出の全体予算額は、合計欄にありますとおり、16億4,464万5,000円を計上し、昨年度と比較いたしまして1億970万8,000円、6.3パーセントの減となっております。

減額の主な理由としましては、1款1項営業費用、これの5目減価償却費の1億3,970万6,000円の減額によるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。上段の表が資本的収入、下段の表が資本的支出をまとめたものになります。

はじめに、上段の表、資本的収入の全体予算額は、合計欄に記載のとおり、3億5,425万

5,000円を計上し、昨年度と比較して1,902万6,000円、5.7パーセントの増となっております。

増額の主な理由としましては、1款1項企業債、1目企業債の4,960万円の増額、それから、1款2項負担金の内訳で、他会計負担金の3,026万円の減額などによるものでございます。

それから、その下の下段の表、資本的支出でございますが、全体予算額は合計欄に記載のとおり、6億6,001万7,000円を計上し、昨年度と比較して2,181万8,000円、3.4パーセントの増額となっております。

増額の主な理由としましては、1款2項企業債償還金、これの1目企業債償還金で2,981万2,000円の増額によるものでございます。

次に、4ページから5ページをご覧ください。収益的収入及び資本的収入の内訳となっております。

これから説明させていただきます表は、総括表の内訳を記載したものとなっております。今までの総括表では、収益的に係る収支、次に資本的に係る収支という順で説明をさせていただきましたが、4ページ以降の内訳表につきましては、収益と資本の区分ではなく、収入と支出の区分でございます。説明の順序は、はじめに収益的収入、次に資本的収入、その後、収益的支出、資本的支出の順で説明をさせていただきます。

最初に4ページをご覧ください。収益的収入でございます。

主な収入といたしましては、1行目から3行目に公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントにおける各事業の使用料収入を示しており、3事業を合わせますと、総括表に示しております5億1,030万円となります。

次に、5ページをご覧ください。資本的収入でございます。

主な収入といたしましては、上から2行目の1款1項1目2節資本費平準化債、これが2億2,300万円、下から2行目の1款4項1目1節一般会計出資金1億369万4,000円などとなっております。

なお、下水道事業会計の収入となります一般会計からの繰入金につきましては、3事業全体で令和4年度は4億5,303万6,000円を計上してございます。これは令和3年度当初予算5億314万4,000円に対しまして、5,010万8,000円の減額としてございます。

また、公営企業会計に移行しました令和2年度との比較では、数字は書いてございませんが、6,127万1,000円の一般会計からの繰入金を削減しているところでございます。

次に、6ページをご覧ください。

6ページから9ページは収益的支出の内訳表となっております。こちらの表は全て、表の一番上段に書いていますが、1款下水道事業費用となっております。予算科目の説明では、項目節の欄の番号で申しあげることとさせていただきます。

収益的支出の主な支出ですが、項目節の欄で言いますと、1款の営業費用で、2目処理場・ポンプ場費として3億5,227万9,000円を計上しております。さらに、この内訳として、7節の光熱水費として5,313万、その下、9節委託料として、下水道施設の運営に係る維持管理費、あと、その他汚泥の処分費などで2億4,137万2,000円などを計上しております。

そのほかの支出としましては、8ページのほうになります。8ページをご覧ください。

8ページの表の中段辺りになりますが、5目減価償却費がございます。こちらについて、10億9,719万4,000円、それから、2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費として6,875万2,000円、これらを計上しているところでございます。

次に、10ページをご覧ください。10ページから11ページにかけて、資本的支出の内訳表となっております。

こちらの表につきましても、10ページ一番上に書いておりますが、全て1款資本的支出となっておりますので、予算の説明では項目節の番号で、欄の番号で申しあげます。

中段ほどに記載されてございます2項企業債償還金の1目企業債償還金として、その下3つ、1節の下水道事業債、2節の資本費平準化債、3節の公営企業会計適用債、3つを合わせまして、6億2,078万9,000円を計上しております。

これらは企業債の元金償還に係るものとなっております、この中でも、下水道施設の建設費等の財源となりました下水道事業債につきましても、5億円近い、4億9,187万円を償還しております。今後もしばらくは同程度の償還が続く見通しとなっているところでございます。

なお、資本的支出に対して不足する財源の補填につきましても、11ページの中段辺りに補填財源ということで、その内訳を示しております。

最後に、12ページをご覧ください。

本市の下水道事業区域図の汚水についての事業区域図となっております。周囲の黄土色の一点鎖線が本市の行政区域で、その中に下水道事業である公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの3つの事業を色分けして示しております。

区域を示す線が何重にも重なっていて、見にくくなっている申し訳ないんですが、ピンクがかかった紫の線で囲われているのが公共下水道区域、全体計画区域となっております。

そのうち、紺色っぽい一点鎖線で囲まれている区域が公共下水道の事業計画区域となっておりまして、さらにその内側に灰色で薄く着色されている部分が整備の区域となっております。

また、水色で着色された区域が農業集落排水とコミュニティ・プラントの区域となっており、左上の区域が農業集落排水の小西・養安寺地区、中央下側の水色の区域のうち、左側が農業集落排水の南横川地区、右側がコミュニティ・プラントの弥幾野地区となっております。これらにつきましては、いずれも整備済みの区域となっております。

以上、簡単でございますが、令和4年度下水道事業会計予算について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明がありました予算の内容について、ご質問等あればお願いいたします。いかがでしょうか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 下水道事業に関しましては、5年後、10年後を見据えますと、大変懸念材料が多々あるかと思えますけれども、まず今回、来年度から値上げをして財源確保を図るかと思えますけれども、それによつての収益幅というのが、大したことないというのであれば、さほどの額ではないと思えますけれども、今後、段階的に値上げも考えていくのか、具体的な内容とか、そういう、担当課で考えているのかをまず伺います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 三宅課長。

○三宅秀和下水道課長 非常に収入の確保、財源確保という意味では、なかなか大変苦労しております。今後、今回は4月の1日からの使用料の改定に向けて、今準備を進めているところでございます。今後についてですが、基本的には、例えば改築更新等で国の補助金を得た中で事業を進めていくに当たりましては、実は国のほうから、少なくとも5年に1回の使用料改定の必要性、これの検討が必要だと。それが国の補助要件の一つになってございます。ですから、逆に、少なくとも5年に1回は使用料の見直しをやっていく必要があると考えてございます。

本市におきましても、今回の使用料の改定は、公共下水道なんか16年ぶりぐらいということで非常に間隔が空いたわけですが、今後につきましては、農業集落排水、コミュニティ・プラントを含めまして、少なくとも5年に1回は見直しをやっていく中で、不足がある場合には、当然使用料のまた改定ということで、もし、そのあたりで財源の確保にめどが立っていれば、そのときには使用料改定は見送るという形で、5年に1回は今後検討をしていくとい

う形で今のところ考えてございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 今後、設備等の改修とか様々な、施設自体ももう結構な年数がたっていると思いますので、これからどんどん施設等の改修、メンテ、様々な負担がかかってくるかと思われまますので、そういう面でも、本当に下水道事業は大変だと思いますけれども、様々な経営努力の中で、下水道料金はやっぱり、一般会計からの繰入れという大きなものがありますけれども、受益者負担から見ますと、公平性から見ますとやはり、その点をやっぱり加味しながら最小限の内容で抑えなければならぬと私は思いますので、よろしくをお願いします。

それともう1点、6ページの下段の委託料ですけれども、内容の説明、内訳が書いてありますけれども、細かい、これを見ますと、令和2年度決算から4,000万以上上がっていますね。この要因というか、上がった要因についてちょっと分かる範囲で。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 三宅課長。

○三宅秀和下水道課長 委託料はまず、もう少し大きく捉えまして、例えば処理場・ポンプ場費、維持管理全般につきましては、長期電気料金とかもまず上がっているというところもあります。そのほか委託料としましては2,000万、調査計画の分、これについては、今後、下水道施設の改築更新のほかに、耐震、もうじき3.11というところもあるんですが、そういう耐震を強化していったって、下水道機能の確保、そこを目指していきたいと考えています。

それについての耐震診断を令和4年度から少しずつ進めていきたいというところで、その予算として3,000万弱ぐらいを計上しているところでございます。ただ、これにつきましては、2分の1の国費の補助をつけた中で、事業として順次進めていきたいと考えているところです。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 ここの中で廃棄物運搬処分委託料となっていますので、これは汚泥処理とか、そういうのも含まれるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 三宅課長。

○三宅秀和下水道課長 これについては処分委託料はそうです。汚泥の処分費と、処分場までの運搬費用という形になってございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 私も前にも行ったことが、何年か前に行ったことがあります。汚泥とかに関して、やはり有効的な今、搬出先が決まっていると思うんですけれども、何かしら、今の

時代ですから、リサイクル等を含めて、安価なそういう処分、排出場所がないのかどうか、前と変わったのかどうか、ある程度安価になったのか、そのへんが分かれば。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 三宅課長。

○三宅秀和下水道課長 汚泥処分の中でやはり一番費用としてかかっておりますのは公共下水道で、年間1,600トンとか1,700トンぐらいの処分をしています。これについては業者の決定に当たりましては、一般競争入札ということでさせていただいておりますので、その結果によって、年度によって単価が当然変わってきますので、もうその結果次第というところでございます。

ただ、一般競争入札とは言いながら、その中で、業者の条件としましては、一応、汚泥のリサイクル、これが可能な業者ということで選定をさせていただいているところでございます。今現在は日本メサライト工業ということで、これはたしか船橋にあるかと思うんですが、軽量骨材にリサイクルをしているところです。過去には、セメントであったり、あと肥料であったりということで、一応リサイクルを前提に一般競争入札で業者の選定をさせていただいているところでございます。

あと、農業集落排水につきましては、令和元年度までは、東金市にあります行政組合のほうに汚泥をバキュームカー等で運搬して処分をしていて、そのとき、たしか七百二、三十万円かかっていたと思います。それは汚泥がほぼ98パーセントぐらい水分の状況で持って行っていたものですから、極端な言い方をすると水を運んでいるような形だったものです。

それを令和2年度から公共下水道の施設に農集の汚泥を持ってくることによって、浄化センターの脱水機で水を絞って、公共の汚泥と一緒に運搬、搬出するようにいたしました。それによって、七百二、三十万のやつが、たしか四百二、三十万ぐらいになって、約300万円、年間300万円、農集の汚泥の費用の削減に令和2年度以降なっております。それは令和3年度現在も続けていますし、今後もそういう形で続けていきたいと考えております。

あと、コミプラにつきましては、施設の中に脱水機があるものですから、今それで脱水をやっているところではあるんですが、今後、コミプラにつきましても、稼働20年を超えていますので、改築更新をぼちぼち考えていかないとはいけません、そういう費用と、逆に、農集と同じように、公共下水道に持って行って同じように脱水するのとどちらが安いというところで、やはり農集と同じように公共にまとめて集約して脱水するほうが安いという結論になってございますので、令和4年度につきましても、コミプラも公共下水道に持って行って、さらなる汚泥費の削減を目指していきたいというふう考えているところでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 細かい話になっちゃうかもしれませんが、様々な今の時代ですので、リサイクル業者等々を含めて、これからも研究してもらいたいと思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかにご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。

山下委員。

○山下豊昭委員 8ページの企業債の償還についてお伺いいたします。

それともう1点は、同じく10ページの企業債の償還後について、償還後に残る残高について、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 三宅課長。

○三宅秀和下水道課長 企業債につきましては、公共下水道及び農業集落排水、この2事業で企業債の残債がございます。令和4年度の償還後ではなくて、今のところ、令和3年度、今年度の最終金額の数字を今持ち合わせておりますので、その数字についてご報告をさせていただきますと、令和3年度、償還終わった後につきましては残り残債として47億7,000万円ほどが残りとなっております。農業集落排水につきましては、約6億6,000万円ほどの残債となっております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 先ほど、課長のご説明の中でも、今後もまだしばらくはこの償還については計画的にやっていきたいというふうにご発言がありましたので、やはりこれはしっかりと計画性を本当に持って、減らしていくということに、ご努力のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかにご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、ないということで、下水道課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（下水道課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、下水道課に関する予算の内容について、取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 公共下水道の整備については、社会情勢等を勘案し、実現可

能な計画に見直しされたい。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは皆様、ご意見等ございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

○岡田憲二委員 引き続きそれでいいんじゃないの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、引き続き、令和3年度のことをそのまま令和4年度
に持っていきたいと思います。

先ほど小金井委員からも、施設のメンテ等とか、課長からも、脱水を絞ってだとか、ゴミ
プラとか、施設の話が来ていましたから、令和3年度の指摘をそのまま4年度に持ってい
こうと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 以上で下水道課の審査を終了いたします。ありがとうござ
いました。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

農業振興課を入室させてください。

（農業振興課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 農業振興課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。時間の関係もありますので、説明
は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言
は座ったまま行っていただいて結構です。速やかな答弁が得られない場合は次に進めてまい
りますが、早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農業振興課でございます。よろしくお願
いいたします。

はじめに、本日出席職員の紹介をさせていただきます。

農業振興課副課長の石井でございます。

○石井 勇農業振興課副課長 石井です。よろしくお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農村整備班長の土屋主査でございます。

○土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 土屋です。よろしくお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農地班長の千葉主査でございます。

○千葉利憲農業振興課主査兼農地班長 千葉です。よろしくお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 最後に、私、農業振興課長の犬塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

それでは、農業振興課で所掌しております令和4年度当初予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

資料1ページ、総括表をご覧ください。

歳入につきましては、森林環境譲与税から雑入までの合計で1億4,031万4,000円でございます。前年度と比較しますと、額で2,522万7,000円の増、率にして21.9パーセントの増となっております。

歳入につきまして、主なものを申し上げますと、1段目、森林環境譲与税、これは森林整備を担う人材育成、担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発等に要する財源として令和元年度から導入されたもので、約700万円を計上しております。

中ほど、農林水産業補助金、これは多面的機能支払交付金や農業次世代人材投資事業補助金などの補助金交付金で約1億2,900万円を計上しております。その他、農林水産業使用料などでございます。

なお、増額の主な要因といたしましては、米の生産調整協力者や新規就農者支援、農業水利施設保全合理化学業に係る農林水産業費補助金の増額によるものでございます。

一方、歳出でございますが、資料1ページ下段から2ページをご覧ください。

歳出につきましては、農業関係会計年度任用職員給与費から農林水産業施設災害復旧費までの合計で2億4,190万9,000円でございます。前年度と比較しますと、額で3,923万7,000円の増、率にして19.4パーセントの増となっております。

なお、増額の主な要因といたしましては、米の生産調整協力者への補助金及び土地改良事業費委託費の増額によるものでございます。

次に、個々の事業について、主なものをご説明申し上げます。

はじめに、資料14ページをご覧ください。農業振興事業費でございます。

こちらは、有害鳥獣対策関係や農業関係団体への補助金など合計999万1,000円を計上しております。なお、有害鳥獣対策につきましては、千葉県及び猟友会と連携して、効果的な駆

除を図るとともに、地域ぐるみの活動組織をつくり、国の補助事業を活用して、被害低減に向けた取組を進めてまいります。

次に、16ページをご覧ください。生産調整指導推進事業でございます。

こちらは、米の生産調整協力者への補助金となりますが、令和4年度におきましても、飼料用米や加工用米の作付が前年度当初と比べて大幅に増える見込みであることから、前年度当初予算より増額しており、合計3,018万円を計上しております。

次に、18ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進対策事業でございます。

こちらは、認定農業者等の機械、施設等の購入に関する補助金、地域就農者の確保育成補助金など合計4,130万7,000円を計上しております。

次に、20ページをご覧ください。農地集積事業でございます。

こちらは、担い手農業者への農地集約の促進を図るため、担い手農地集積事業補助金など合計811万7,000円を計上しております。

次に、32ページをご覧ください。大網白里市土地改良事業でございます。

こちらは、山辺地区の経営体育成基盤整備事業など、市内で行われている土地改良事業に関する委託料や負担金で合計2,257万8,000円を計上しております。前年度予算より増額となっておりますが、堀川2期地区防災施設ストックマネジメント事業の負担金及び下ヶ傍示揚排水機場機能保全計画策定に係る委託料が増額の主な要因となっております。

次に、42ページをご覧ください。両総土地改良関係事業でございます。

こちらは、両総用水事業の受益となる構成14市町村の協定に基づき、県営かんがい排水事業茂原南負担金及び茂原西部負担金として合計996万円を計上しております。

次に、44ページをご覧ください。多面的機能支払交付金事業でございます。

こちらは農地の適切な保全管理と質的向上を目指し、地域ぐるみで共同活動を実施する事業であり、市内12組織に対する補助金など合計6,743万5,000円を計上しております。

次に、48ページをご覧ください。林業総務事務費でございます。

こちらは、令和元年度より、国から森林環境譲与税の交付が開始され、これを財源とした千葉県森林データを使用するための千葉県森林クラウド使用料及び森林環境整備基金元金積立金など合計747万2,000円を計上しております。

以上が、農業振興課所掌の令和4年度当初予算概要の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明のありました予算の内容について、ご質問等

があればお願いいたします。

上代委員。

○上代和利委員 最初にご説明がありました14ページなんですが、14ページ、様々、本当によく話題に出るイノシシ問題、鳥獣問題なので、大変にお疲れさまでございます。ご苦労さまです。

まず、このイノシシなんですが、過去3年ぐらいの捕獲頭数というか、そういう部分、あと、例えばイノシシ以外の有害鳥獣がいると思うんですが、名前だけでも結構です、それと、あと今、有害鳥獣に対する対応という部分をまた教えていただきたいなと思います。

それと、44ページ、先ほどありました多面的機能というので5,700万円ぐらいあるんですが、12組織にというふうにありました。具体的なこの内容というか、この補助金という、交付金というか、組織によって大きい、小さいで、この補助金というのは違うんでしょうかね。それと、あと具体的にどういう内容でやっていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせを願えますか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 まずはじめに、イノシシの捕獲状況でございますが、令和元年度から今年度までの捕獲頭数をお答え申し上げます。令和元年、35頭、令和2年、94頭、令和3年、今年の1月現在で38頭でございます。このほか、アライグマにつきましては、令和元年、100頭、令和2年、143頭、令和3年、1月までで138頭の捕獲をしております。

また、対応でございますが、猟友会等々実施しまして、イノシシにつきましては、市内において、箱わな及びくくりわな等を掛けまして、捕獲に努めているところでございます。アライグマ及びハクビシン等の小動物に関しましては、小型の捕獲機を貸出ししまして、それで捕獲に努めているという状況でございます。

続きまして、多面的機能支払交付金につきまして答弁させていただきます。多面的機能支払交付金につきましては、市内12組織で活動を行っておりまして、主な活動でございますが、大きく分けて3つございます。農地維持、それと資源向上共同活動、それと資源向上長寿命化事業、大きく分けて3つございまして、農地維持につきましては、水路や道路、のり面の草刈り、水路の泥上げなど、また、資源向上共同活動は、水路及び農道の軽微な補修や景観形成、また、資源向上長寿命化事業につきましては、施設の長寿命化を図る事業に補助しているところでございます。

この3つの事業がございますので、各団体において、農地維持だけの組織、それと農地維持と長寿命化事業を行っている組織、様々な活動をしておりますので、そこで補助金の大小ができていくという状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 上代委員。

○上代和利委員 どうもありがとうございます。大変お疲れさまです。

鳥獣対策、本当にどこの山続きというか、どこの自治体でも今課題だと思いますので、様々な、まだご苦勞をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかにご質問等ございますでしょうか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 17ページ、18ページの生産調整ですね。当初予算が3,000万、去年に比べて3倍ほどになって、大幅に増えているということで、これは飼料用米がもちろん増えたということですけども、1,000万が3,000万になっても、ほとんどはこれ国と県の交付金だとか補助金で賄われるんですけども、市の独自の助成としては、説明のところにある経営所得安定対策補助金ですね。これは全部、市がやっているもので、ここに書いてありますように、単価が反当たり4,000円とか8,000円とか、一概には言えないんですけども、こういう単価で市が独自に出しているということなんですけれども、補正がやりましたよね、今年度中に。特にこの補助金の中で、麦、大豆とか、加工用とか、このへんはもちろんそんなに変わっていないんだと思うんですけども、一番最後の新規需要米及び飼料米、ここのところが大幅に増えているということだと思ふんですね。そのところは、ここに、新規需要米のところは1,467万円という積算がされているんですけども、今年度、補正も含めたこの部分の実質的な決算に比べると、今回の1,467万、これは今年度対比でどれくらいのものなのか、そのへんのところの説明をいただきたいと思います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 今年度の補正と来年度の当初予算、来年度当初予算につきましては、今年度の補正後の実績の面積ベースで予算計上させていただいております。ということで、前年度の当初予算からはかなり金額が上がっているという状況でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 分かりました。補正も含めた今年度の決算実績でもって来年度積算したということですね。かなり大きな金額ですけれども、経営所得を上げたり、全部入れて、1,600万円ぐらいですよ。これは全部市の持ち出しということなんですが、今回は地方創生臨時交付金、これを1,000万円ここに充てたということですから、実質的には1,000万除くと600万円ぐらいが市の実質的な持ち出しだということで、そう見ると、今までの実績、例年に比べると、そんなに大きな負担にはおそらくなっていないと思うんですけども、ただ、地方創生交付金というのは、これからどうなるか分からないし、それから、飼料米をこれから拡大するというのは、おそらく増えてくると思うんですね。これは国も進めているし、それから、生産者も今米価がどんどん下がっている中で、やはり飼料米のほうに移行していくということを考えると、来年、再来年度と考えた場合、そういうこの市の負担、増えていくということを考えると、これは国の施策でもあるし、市の負担が増えるということじゃなくて、ぜひ、国なり、あるいは県なり、そういうところの財政的手当、これをぜひ思い切ってやっていただかないと、今年は1,000万交付金があったからいいけれども、なくなったら、市の負担がどんどん増えていくわけですから、ぜひそういう点で努力していただきたいというふうに思います。特に何かあればですけども、なければ要望です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかにご質問等ございますでしょうか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 山辺の土地改良なんだけれども、今、進めているというところであるんだけど、あれはこれから事務所等を設置して、それを専門にやる、そういうような体制を取るのかね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 土屋さん。

○土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 山辺地区については、両総土地改良区のほうが事務を請け負って進めていくような形を取っていきます。

以上でございます。

○岡田憲二委員 みずほ台なんかは県のほうから来てやっていたよね。そういうものではなくて。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 土屋さん。

○土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 両総土地改良区の職員のほうで事務のほうを行っていくような形を取らせていただきます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 前例はあるんだけど、みずほ台の土地改良、失敗もいい例なんだよね。

全くいいかげんな話ばかりで、我々はもう最初から反対していたんだけど、いろいろな人が動いて、結局はやるようになったんだけど、蓋を開けてみたら、事務所の経理なんかもむちゃくちゃでね、そのうちに、事務所の責任者は辞めちゃって、女性の職員も1人いたんだけど、それも一緒に辞めちゃったから、中身が何が何だかさっぱり分からなくなっちゃった。

結局は、何で地元の人たちが賛成したかと言ったら、いわゆるその費用が国、県、地元の負担、この3つだよ。みずほの場合は、地元の負担、金かからなかったようにしたんだ。だから、みんなが金かからないからやってもらおうじゃないかと、だけれども、結局はそういういいかげんな経理やって、がちゃがちゃにされちゃって、それを立て直すために金がかかって、結局、最初から負担金を払ったほうが安かったという笑い話みたいな話になっている。

過去にそういう失敗のいい例があるんだから、これよっぽど腹くくってやらないと、両総土地改良の役員が来てやるって、それは結局は、誰が責任者で、責任取れるような人なのか、そういうのをきちんとやらないと、またがたがたになっちゃうよ。何で、みずほ台の土地改良が駄目だったのに、今度また山辺でそういうことをやろうという、本当に私なんかはあきれ返っちゃって、結局、国、県、地元負担金、今、かかってくるわけでしょう。それは、だから、山辺の参加している件数というのは何件あるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 土屋さん。

○土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 山辺地区の受益者につきましては88名ほど……

○岡田憲二委員 何名。

○土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 88名です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 少し発言を大きい声でお願いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 88名、ちょうど私も議長のときに、会合なんかも行っていたんですよ。でも、全く、お笑いのような対応でしたよ。そうすると、国が……

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 事業の負担割合につきましては、国が50パーセント、県が30パーセント、市が10パーセント、地元10パーセントの負担割合となっております。

以上です。

○岡田憲二委員 そうすると、地元の負担というのは、1軒当たりいくらぐらい支出するんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 現在、総事業費約12億円程度を予定してございます。そのうちの地元10パーセント、1億2,000万という状況です。現在、農地の集積、集約をすることによって、そこで地元補助金が下りる形になっておりますので、具体的に地元のほうの負担、現状として、事業費に対して、集積率75パーセントを達成することによって、補助金で賄えるという試算をしております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 そうすると、1軒当たりの、またこれも支出はないということですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 そのほかに、地元として組織の運営する費用としましては、両総土地改良区の山辺工区という工区を立ち上げておりますので、工区の負担金等は発生いたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 工区云々じゃなくて、1軒当たり個人にも当然、支出しなきゃならないものがあるわけでしょう。だから、それは1軒当たりいくらぐらいか、農地集積がどうたらこうたらとって、いわゆる、普通だったらお金を出さなきゃならないものを、1軒当たり、それは出さなくて、またその土地でやるということ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農地を土地改良を行いまして、農地を担い手に集積、集約することによって、地元集積の補助金が入りますので、担い手をつくることによって、個々の事業費を捻出するというところで考えております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それは分かるんだけど、どんなことだって捻出してやらなきゃいけないんだけど、だから、私が言っているのは、本来は1軒当たりいくら出さなきゃならない金額というのがあるじゃない。それは1軒当たりいくらぐらいになるんだということを聞いているんです。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 土屋さん。

- 土屋恒一郎農業振興課主査兼農村整備班長 1人当たり136万円ほどになります。
- 副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。
- 岡田憲二委員 だから、それは1人当たり、1軒当たり136万円になるということだけれども、それはだから1軒当たり136万円拠出するということ、現金を払うということ。
- 副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。
- 大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 事業につきましては、当面、両総土地改良区の借入金で賄っていくということでございます。
- 副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。
- 岡田憲二委員 当面とかそういうことじゃなくて、だから、個人的に、1軒当たり支払わなきゃならないものもあるわけでしょう。百三十何万円か、それはだから、みんながそれだけ金を出すんですかということを知っているんです、1軒当たり。
- 副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。
- 大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 直接、これは事業の手法となるわけですが、当然精算、事業を進めていきまして、借入れをして、最終的に補助金等も活用した中で精算をするという形になりますので、すぐに地権者の方がお金を支出するということではございません。
- 副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。
- 岡田憲二委員 よっぽど腹くくってやらないと、また何かやっぱり、うまいこと言ってやっただろうと思います。みずほ、土地改良のときだってそうだった。最初、堀内慶三町長が議会にやりますと言ってきたときも、みんな難色を示したもの。当然、地元の人たちもやってもらわなくてもいいということになって、これ駄目になった。
- しかし、しばらくして、堀内町長が地元の人たち全員の賛成を取ったと言って、また出てきたから、地元が全員賛成しているならいいだろうと行ってやったら、さっき私が言ったように、金を出さなくていいから、そういうふうなやり方でやるからと言ったから、みんな最初反対していたのに、金かからないなら、やってもらってもいいかと、そういうふうになってやったんだよ。
- 手法はどうあれ、そういうお金の話から出ているので、結局やってみたら、もうがたがたになっちゃって、事務所の責任者やっている人も、責任者もさっさと辞めちゃって、一緒にいた事務員まで一緒に辞めちゃって、誰も内容を知っている者がいない。ハヤシさんという人が後を引き継いでやって、えらい苦労したと思うよ。それで、結局は、お金がかかるんだ

から、しょうがないから、1軒当たりいくら集めたと。

だから、今回もそういうようなことがないように、だって、彼らだってあんまりよく知らないじゃない。腹くくって、よく監視して、やったほうがいいよ。と思います。

あと、有害鳥獣の駆除に対して、イノシシに対して、今、箱わな、くくりわな等で対応しているというけれども、いわゆる鉄砲を使う銃猟は考えはないわけですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 狩猟期間、あとは狩猟できる場所等ございますので、基本的には箱わな及びくくりわな等の捕獲で考えております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 本来は駆逐という言葉もあるけれども、箱わなとかくくりわなではなくて、やはり、山なら山で囲んじゃって、一斉に追い出してやったほうが早く駆除できるんだよね、多く。箱わななんか、入ってくるのを待っているだけだから、銃猟、鉄砲でやる、そういうのも考えてみたらどうかね。

東金猟友会もあることだから、そういうのに協力してもらえば、より早く駆除できると思いますよ。かかるのをじっと待っているより。山囲んで、犬出して、追い出してやらないと。それで、あちこちに鉄砲を持ったのがいて、打つのが、そういうのをずっと続けてやったほうが、駆除が速くなると思います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんでしょうか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 農振区域について、ちょっと質問させていただきます。

優良農地の保護があると思うんですけども、これに関しては、維持をしていくことがしっかりと大切なことだと認識していますけれども、ある程度限定をした地域において、見直しをやはり今後、大網の発展を5年後、10年後を見据えた中で、段階的な農振区域を除外していくことも、本当に見据えた中では大切かと思います。

特に今、圏央道、スマートインターチェンジ周辺の地域は、農振地域であり、あそこが何も開発できない縛りが生まれています。これは都市整備とか、ほかの担当課も関連すると思うんですけども、今、農業振興課として、そういう考えの中で、都市整備とか、そういうところと連携をして、今後、そういうことを考えているのか、今現状がそういう内容があるのか、ちょっとお答えください。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農振区域からの除外につきましては様々な問合せがございます。そういった中で、県との協議をしていく中では非常に協議が難航しているという現状もございます。市の考え等も説明した中で、県のほうとは協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 これ、ただの協議だけじゃ、全然発展しない、多分話だと思うんですよ。

もう少し奥深い内容がかさんでくると思うんですけども、ただ単に要望とか、県に要望とか、県の課長とか部長と話をしても、ここはそれだけの中身じゃ発展しない、全然話だと思います。もう少し奥行きが深い流れにもって、これは市長も当然、トップがある程度の示唆の下、これはやっていかなきゃいけないと思いますので、全然、スマートインターチェンジ、バイパスのほうなんだけれども、様々な農振区域の中で縛りがあって、いくら様々なバイパスの規制を変えたけれども、最後にはやっぱり農振の縛りの中で何もできないという中身が生まれていますよね。全部が行き着くところはやっぱり農振なんですよ。

だから、やっぱりそこをしないと、今後は大網の発展はないと思いますよ。これは本当に強く要望したいと思いますよね。皆さんも、様々県とか何かに要望とか、それで言っているでしょうけれども、やっているでしょうけれども、これはもう少しやはり様々担当課と連携をしながら、もう少し強い気持ちで進めていただきたいと私は思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 今、小金井委員が言ったように、そのとおりなんです。調整区域というのは、あれは大網白里市の、ここの部分、ここの部分を調整区域にと閣議決定して、それでやっているものだから、国にお願いして解除してもらえないんだよね。ただ、5年ごとの見直しというのがあるから、だから、当時の町長、簡単に考えて、5年たって駄目だったら見直してもらえばいいというふうに簡単に考えていたんだろうと思います。

でも、やっぱり閣議決定して、5年や10年で違うから解除してくださいと言ったって、ふざけるなと怒られるのが関の山なんだよ。だから、今みたいにずっと、平成元年だったか、そういうようなので、ずっと続いているんだけれども、本来は大網、市のほうからもっともっと強い意見を国に持って行かなきゃならない。というのは、平成元年のときに、やはり構想というのを加藤岡さんがつくって、それで人口的なものも全部賄うということもあったか

ら、もうみんな調整区域にしちゃったというような考えだったんだろうと思うんだけど、平成元年のその土地と、今、この大網というのはもう全然、住環境も違えば、人口も違うし、調整区域にしておく理由がもうないんだよ、はっきり言って。

そういうのをもっともっと強く国に市が、それこそ市長は1週間に一遍ぐらい国に行って頼むぐらいの覚悟でやらなきゃ駄目なの。国会議員だって、県議会議員だっているじゃない。地元のそういう人たちがあんまり頼りにならないんだったら、どこの国会議員だっていいじゃない。力のある人に頼んで、平成元年に閣議決定していただいた大網白里市の状況と、もう三十数年たった今は全く違いますよ。だから、調整区域に大網白里をしておく理由がもうないと、だから、解除してくださいとやるべきなんだよ。

国会議員なんかどこだっていいじゃないですか。本来は地元の人がやってくれば一番いいんだけど、30年もほったらかしにしているんだから、やれないでしょうよ。それなら、違う地区だって何だっていいじゃないですか。力のある者に頼んで、それしかないんですよ、解除するには。だから、やる気になればできますよ。やる気になればできるけれども、やる気がなければ、いつまでたってもできない。だって、そういう動きなんかしていないでしょう。

だから、小金井委員が言ったのが本当なんだよ。本当なんだよ。さっき言ったように、何回も言うようだけれども、平成元年のときと、今、大網白里市は全然違うんだから、人口も違うじゃないですか。2万人ちょっとだったから、あのときは。今は5万人になっているんです。そこで、その30年前の調整区域で縛りつけておくという、それは理不尽で、有名な力のある人に頼んでやってもらえば、そんなものどうということないんだから。だって、言っていることは間違いじゃないんだから、そういうことで、市長によく頼んでみてくださいね、こう言っていましたよと。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、ほかに質問等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ないようですので、農業振興課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（農業振興課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、農業振興課に関する予算の内容について、取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 有害鳥獣対策に関し、特にイノシシについては人的被害が出

ないよう早急に強化されたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは皆様、ご意見等ございましたらお願いいたします。

先ほど、有害鳥獣の話が出ていましたので、これはそのまま移行ということでもよろしいでしょうか。

○岡田憲二委員 だから、さっき言った箱わなとくくりわなだけで済ませるんじゃなくて、東金猟友会がきちんとあるんだから、そこへ協力を依頼して、銃猟で駆除することも考えてはどうかというふうに一言入れたほうがいいかもしれないです。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのほかどうでしょうか。

私のほうからなんですが、昨年の決算の特別委員会のほうで、基幹産業であるこの農業につきまして、新規就農者とか、担い手のほうを増やしていきたいということの目標が立ててありましたので、もしあれでしたら、強い農業づくりということを一言入れさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） あと、ほか何かございますでしょうか。

（「一任します」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、以上で農業振興課の審査を終了いたします。

（午前10時18分）

（午前10時29分）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、早速審議に入らせていただきます。

農業委員会を入室させてください。

（農業委員会 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 農業委員会の皆様、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構でございます。速やかに答弁が得られない場合は、次に進めてまいります。早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。それでは、よろし

くお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農業委員会事務局でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

農業委員会事務局農地班長の千葉主査でございます。

○千葉利憲農業委員会主査兼農地班長 千葉です。よろしくお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農地班の小田切主任書記でございます。

○小田切基樹農業委員会主任書記 小田切です。よろしくお願いいたします。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 最後に、私、農業委員会事務局長の犬塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきます。

それでは、農業委員会事務局で所掌しております令和4年度当初予算の概要につきまして説明させていただきます。

資料1ページ、総括表をご覧ください。

歳入につきましては、農林水産業手数料から雑入までの合計1,273万1,000円でございます。前年度と比較しますと、額で104万3,000円の増、率にして8.9パーセントの増となっております。

歳入につきまして主なものを申し上げますと、2段目、農林水産業費補助金、これは農業委員会交付金及び農地集積・集約化対策推進交付金や農地利用最適化交付金などの交付金で1,226万4,000円を計上しております。その他、雑入などがございます。

なお、増額の主な要因といたしましては、会計年度任用職員の報酬などに係る農地集積・集約化対策推進交付金及びタブレット端末の通信費に係る農地利用最適化交付金の増額によるものでございます。

一方、歳出でございますが、資料1ページ下段をご覧ください。

歳出につきましては、農業委員会関係事務費から農業関係会計年度任用職員給与費までの合計2,179万7,000円でございます。前年度と比較しますと、額で18万9,000円の減、率にして0.9パーセントの減となっております。

なお、減額の主な要因といたしましては、農業委員会事務費における農地台帳システムの移行に伴う委託料が令和3年度限りであることに伴う減額によるものでございます。

次に、個々の事業について主なものをご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

農業委員会関係事務費でございます。

こちらは、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬やタブレット端末の通信費など合計1,840万8,000円を計上しております。

次に、5ページをご覧ください。

農業委員会事務費でございます。

こちらは総会の会議録翻訳料や千葉県農業会議拠出金など事務局に係る経費ではありますが、会計年度任用職員の報酬などについて事業が分割されたことから、前年度当初予算額より減額となっており、合計108万1,000円を計上しております。

次に、7ページをご覧ください。

農業関係会計年度任用職員給与費でございます。

こちらは、令和4年度より農業委員会事務費で計上しておりました会計年度任用職員の報酬など合計230万8,000円を計上しております。

以上が、農業委員会事務局所掌の令和4年度当初予算概要の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明のありました予算の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

小金井委員。

○小金井 勉委員 農業委員会では、農業委員がいると思いますけれども、そういった中で遊休農地の解消や若手の育成、農業者の育成などいただいているかと思いますが、今現在の遊休農地の面積、それと、やはりこれは解消が目的なので、過去5年間ぐらいと比べて、今、遊休農地がしっかりと減っているのか。そこが一番大事じゃないかと思うんです。遊休農地だから増えていくという懸念はありますけれども、農業委員が大網もしっかりと各地区にこれだけいますので、そういうサポート、また連携等の中身からも解消していくことが目的ではないかと思しますので、そのへんのデータが分かれば、お願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 遊休農地につきましては、令和元年が5.4ヘクタール、令和2年度末で5.8ヘクタール。今年度につきましては調査の方法を見直したことから、それ以上増えておりますけれども、大体そういった形で推移しております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○**小金井 勉委員** 逆にこれ増えているという。農業委員は遊休農地に関しては、各地区におかれて地権者に対しての、指導とか、借り手との話合いとか、多少なりはしていると思うんですけれども、どんどん右肩で上がっていくことは、まずい状況です。この打開策に関して農業委員会では、どのようなお考えを持って施策として内容はあるのかお答え下さい。

○**副委員長（土屋忠和副委員長）** 大塚課長。

○**大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長** 遊休農地につきましては、農業委員及び推進委員が現地のパトロールをしまして、個々に遊休農地の所有者のところに今後の耕作の意向ですとか、そういったものを確認していただいております。

ただ、もう既に遊休農地ということで耕作ができる状況の土地は、担い手等の紹介ですとか、そういったもので対応しておりますが、何年か耕作していない土地につきましては、なかなか農地として戻すことが難しいような状況になっているところが実情でございます。

以上でございます。

○**副委員長（土屋忠和副委員長）** 小金井委員。

○**小金井 勉委員** 今、遊休農地5.8ヘクタールとおっしゃっていましたが、私なんか見ますと、それ以上に、この倍はあると言いませんけれども、多分この倍近く遊休農地があると思うんです。大網全体から見れば。この遊休農地、田んぼなんかは変な話、根を張らしちゃうと耕作できないという、そんな難しいという状況になりますよね。

だから、そういった流れの中で、今、米が安くて、もう悪い状況の中では、もうやらないと。そういうところが増えてくる可能性は今後ありますから。

何にしたって、農業委員は大網も何十人というわけですから、会議の中でも、やはりこれは最大限のこれからの内容だと思いますので、よろしくお願いします。

○**副委員長（土屋忠和副委員長）** ほかに質問等ございませんでしょうか。

岡田委員。

○**岡田憲二委員** 農地を買うには、農業をやっていないきゃいけない。そういうふうになっているよね。だけれども、農業をやっている人が仮に畑なら畑を買おうと。こういうふうに使いたいからという条件をつけて農業委員会に出して、審議していくとなっているわけでしょう。

例えば、買ってから何年間ぐらいは届け出した後、何を耕作するとか言うわけでしょう。それは何年間なの。

○**副委員長（土屋忠和副委員長）** 千葉さん。

○**千葉利憲農業委員会主査兼農地班長** ただいまの岡田委員からのご質問ですけれども、一般

的には3条で、取得した側については3年3作というのが基本とされております。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 3年だよ。3年間だから、たまに売れば売れる何だかんだという理由で農業委員会に出して、それで遊休農地を買うという流れになるんだろけれども、当然3年間が終われば、別に農業に資するものでないものに使ってもいいのかな。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 千葉班長。

○千葉利憲農業委員会主査兼農地班長 ただいまの質問ですけれども、農地転用のお話かと思われるんですが、農地転用につきましては、農地転用の農地区分というのがありまして、そちらのほうで許可要件を満たす内容であるかどうかによって、許可申請も可能であるかと思われま。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 こういうわけで、こういうものを栽培しますよということで皆さんのところへ出して、それでオーケー取って、3年間はそれなりのものを作っていく。3年が終われば、それを売っちゃう。要は、農地だったら広いから家を何軒も建てられるし、そういうような目的で売っちゃう。それは構いやしないの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 千葉さん。

○千葉利憲農業委員会主査兼農地班長 ただいまの農地転用につきましては、先ほどおっしゃりました農地の区分によって、第1種農地から第3種農地に分かれまして、第1種農地が営農農地、第2種と第3種農地につきましては、農地転用が可能というか、見込みがあるというふうな形になっておりまして、その土地が農地区分が第2種農地、または第3種農地であれば、見込みはあるものと思われま。

あと、第1種農地の場合にも例外規定というのがございますので、あとはその基準に、その土地の場所によってできる、できないがありますので、それによって判断していくこととなります。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 土地売買をなりわいとしているものは、農業もやっているからということで農地を買って、3年間なら3年間、それなりの形態を取っていて、縛りの3年間が終われば、

更地にしちゃって住宅地として売り払っちゃうということは大丈夫なの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 千葉さん。

○千葉利憲農業委員会主査兼農地班長 今の土地が、そういう許可要件を満たすところであれば、転用の許可、他方で、例えば建築だとかを伴うものであれば、その開発の要件を満たす場所であれば、可能性はあるのかなと思われま。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それも可能だということ。じゃ、そういうものをなりわいとしている人は、どんどん畑なり農地を買いあさって、それで3年間待っていて、縛りが切れた頃に更地にしちゃって、住宅として何棟かやって売り払っちゃうということも大丈夫だということね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 大塚課長。

○大塚 好農業振興課長兼農業委員会事務局長 農地法の3条で移転をするしないにかかわらず、農地転用につきましては、先ほど千葉班長も話をさせていただきましたけれども、許可要件を満たすようなところであれば、一度、農地としてしなくても、開発等、他方での要件が問題なければ転用は可能ということでございます。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 何か最近、土地をあちこち買っているというような話があるらしいんだけど、何人も入ってきているとか。そういうふうになっちゃうと、あなたたちがいくら一生懸命やってたって、抜け穴みたいなものでね、なんにもなんないんじゃないかと思うけれども。よく目を光らせて、そういうことがないように。駄目なものは駄目だって言ったほうがいいよ。我々だって、誰だってね、駄目なことは駄目だって言ってね、遠慮するんだから。あなた方も進歩したり、追跡調査していて本当に真面目にやっているのか。そういうのを見極めてからやらないと、そんなことなら不動産屋が大儲けになっていって、普通だったら買えないところも買っちゃってさ、3年の縛りが終わったら、また売っぱらっちゃう。そういうことは本来はやっちゃいけないだろうけれども、今だっているんな人もいるから、やる人もいるかも分からないから、一旦通ったからといって、それで終わりじゃなくて、3年なら3年の縛りがあるなら、きちんと追跡調査をしてやっていったほうがいいですよ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ないということで、農業委員会の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（農業委員会 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、農業委員会に関する予算の内容について取りま
とめに入りたいと思いますが、昨年の質疑事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 引き続き、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、
遊休農地の解消に努め、農地利用の適正化に取り組みたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆様ご意見等ございませんか。

（「昨年同様でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 昨年同様でいいですかね。

では、令和2年度、令和3年度と同じことを、そのまま令和4年度も引き続きやらせてい
ただきます。

以上で、農業委員会の審査を終了いたします。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

次は、地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 地域づくり課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。時間の関係もありますので、説明
は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言
は座ったまま行っていただいて結構です。速やかに答弁が得られない場合は次に進めてまい
りますが、早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。それでは、よろし
くお願いいたします。

○御苑昌美地域づくり課長 では、はじめに出席職員の紹介をさせていただきます。

私、課長を務めております御苑と申します。よろしくお願いいたします。

私の右隣ですが、渡邊副課長でございます。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 渡邊です。よろしくお願いいたします。

○御苑昌美地域づくり課長 後列の左側になりますが、市民協働推進班長の森川主査でござい

ます。

○森川和子地域づくり課主査兼市民協働推進班長 森川です。よろしくお願いいたします。

○御苑昌美地域づくり課長 同じく右側、環境対策班長の内海主査でございます。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 内海です。よろしくお願いいたします。

○御苑昌美地域づくり課長 本日、以上4名にて対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

当課の令和4年度当初予算につきまして説明をいたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

総括表の歳入ですが、中ほどの表の合計で9,911万8,000円を見込んでおり、令和3年度当初予算と比較しますと187万7,000円の減でございます。

歳入の主な内容ですが、3ページをご覧ください。

まず、歳入表の上から8行目になります、ごみ処理手数料で8,411万5,000円を見込んでおります。ごみ処理手数料につきましては、可燃ごみ袋の販売による収入でございます。

次に、歳入表の上から9行目の循環型社会形成推進交付金で171万4,000円、12行目の合併浄化槽設置促進事業補助金で282万4,000円を見込んでおります。いずれも合併浄化槽設置促進事業に係る国と県からの補助金となります。

次に、歳入表の上から11行目の消費者行政推進事業補助金で271万5,000円を見込んでおります。本補助金につきましては、週に4日実施しております消費者相談事業に係る県からの助成でございます。

次に、歳入表の上から14行目、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金で236万円でございます。本補助金につきましては、本市で実施する住宅用の太陽光発電設備及び蓄電設備等の設置に係る補助事業である住宅用省エネルギー設備等導入促進事業への県からの助成でございます。

次に、歳入表の上から18行目、リサイクル物品売払代金で248万6,000円を見込んでおります。当該歳入につきましては、市内4か所に設置しておりますリサイクル倉庫から回収したリサイクル物品である新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、コピー用紙、雑紙、衣類の売却益でございます。

続きまして、歳出ですが、1ページの総括表へ戻ります。

下の表から2ページの表にかけ、歳出合計で6億2,493万6,000円を見込んでおり、令和3

年度当初予算と比較しますと4,316万9,000円の増でございます。

歳出のうち、一部事務組合である東金市外三市町清掃組合、山武郡市広域行政組合及び山武郡市広域水道企業団の3団体へ支出しております義務的経費ですが、斎場関係費、東金市外三市町清掃組合負担金、し尿事務費及び上水道事業費の4事業費として計4億2,271万円を計上しております。令和3年度当初予算と比較しますと923万円の増でございます。

続きまして、一部事務組合への負担金等の義務的経費を除いた歳出の主な内容でございます。

5ページから6ページをご覧ください。

自治会振興費ですが、区長及び副区長への報償費、区長等へ宛てた文書の配送料や切手代及び区・自治会への行政事務連絡手数料等として1,666万9,000円を計上しております。

次に、7ページから8ページをご覧ください。

協働のまちづくり事業ですが、当該事業につきましては、行政と住民によるまちづくりを推進するため、住民団体が自主的にまたは主体的に実施する公共性のあるまちづくり事業に対して補助金を交付しており、住民協働事業として展開しております。令和4年度事業につきましては1団体の事業を既に採択しておりますが、事業費として32万8,000円を計上しております。

次に、飛びまして11ページから12ページをご覧ください。

市民相談事業ですが、当該事業としまして人権相談、行政相談及び交通事故巡回相談を実施しております。人権相談及び行政相談につきましては、毎月第3木曜日に開設しており、交通事故巡回相談につきましては、毎月第2木曜日に予約制にて開設しております。事業費として28万4,000円を計上しております。

次に、13ページから14ページをご覧ください。

消費生活相談事業ですが、当該事業につきましては、消費生活に関する相談を受け付け、助言や情報提供を行う事業であり、毎週月、火、水、金曜日の週4日を各曜日とも2名体制で開設しております。事業費として25万8,000円を計上しております。

令和3年度当初予算と比較しますと365万7,000円の減となっておりますが、これは会計年度任用職員に係る人件費について、令和4年度から総務課所管となりますので、消費生活相談員の報酬及び通勤費を34ページに示しております。市民協働関係会計年度任用職員給与費へ移行したことによるものでございます。

次に、15ページから16ページをご覧ください。

市有バス運行管理費ですが、当該事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用回数が例年になく減少しておりますが、令和4年度につきましては、当該感染症の終息を見据えた事業内容に考慮し、事業費として364万2,000円を計上しております。

次に、17ページから18ページをご覧ください。

合併処理浄化槽設置促進事業ですが、当該事業につきましては、公共用水域の水質汚濁の防止を目的に、補助対象区域内において単独浄化槽、あるいはくみ取り便槽から合併浄化槽へ転換するものに対し、予算の範囲名において補助金を交付するものでございます。令和4年度につきましては15基分の設置補助を予定しており、事業費として737万7,000円を計上しております。

次に、19ページから20ページをご覧ください。

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業ですが、当該事業につきましては県からの補助金を100パーセント充当した補助事業であり、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの普及促進を目的に、住宅用省エネルギー設備等を設置したものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。

令和4年度につきましては、住宅用太陽光発電設備で5件、定置用リチウムイオン蓄電システムで15基、家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームで5基及び窓の断熱改修で2基を予定しております。事業費として236万円を計上しております。

次に、21ページから22ページをご覧ください。

環境衛生事務費ですが、主な事業としまして、資源再生利用促進奨励金及び生ごみ堆肥化装置等設置費補助金がございます。資源再生利用促進奨励金につきましては、ごみの減量及び資源再生利用の促進を目的とし、本市での登録団体により資源ごみを回収の上、リサイクル事業者へ引き渡した場合に交付しております。

また、生ごみ堆肥化装置等設置費補助金につきましても、同様に生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とし、生ごみ堆肥化装置等を購入し、設置した者に交付しております。

令和4年度の環境衛生事務費として420万4,000円を計上しております。令和3年度の当初予算と比較しますと137万5,000円の減となっておりますが、これは会計年度任用職員に係る人件費について、令和4年度から総務課所管となりますので、生活環境関係会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤費を、35ページに示しております生活環境関係会計年度任用職員給与費へ移行したことによるものでございます。

次に、飛びまして27ページから28ページをご覧ください。

塵芥処理事務費ですが、主な内容としましては、委託料として一般廃棄物収集運搬業務委託料及びごみ袋製造業務委託料がございます。一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、可燃ごみ及び不燃ごみを市内各所にあるごみステーションから収集し、東金市のクリーンセンターまで運搬する業務でございます。また、ごみ袋製造業務委託料につきましては、本市が指定する可燃ごみ袋3種類を製造し、配送及び在庫管理する業務でございます。令和4年度の塵芥処理事務費として1億8,178万9,000円を計上しております。

次に、29ページから30ページをご覧ください。

不法投棄対策費ですが、主な内容としましては、市内に20名の不法投棄監視員を配置し、道路や水路等の市が管理する土地への不法投棄を監視しております。令和4年度の不法投棄対策費としまして130万1,000円を計上しております。令和3年度の当初予算と比較しますと322万円の減となっておりますが、これは会計年度任用職員に係る人件費について、令和4年度から総務課所管となりますので、生活環境関係会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通信費を、35ページに示しております生活環境関係会計年度任用職員給与費へ移行したことによるものでございます。

以上、地域づくり課の令和4年度当初予算の概要でした。雑駁な説明で失礼いたしました。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明のありました予算の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 27ページ、ごみ処理の委託料ですけれども、大体予算が1億8,000万円です。去年の当初予算に比べると4,500万円ばかり増えているんですけども、これを説明していただきたい。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 一般廃棄物収集運搬業務委託料ですが、現在行っています委託につきましては、平成31年から令和3年度までの3年間の契約になっております。ですので、令和4年度から6年度につきましては、入札を実施の上、新たな業者を予定するわけですが、その関係によりまして前年度との差が生じております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 何でこんなに4,000万円、5,000万円も違いが出てくるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 3年契約で委託しておりますので、簡単にいいますと3年前の金

額になるわけですがけれども、その間、人件費や経費全般が上昇しているものと思われます。

このため、4年度予算については増額となっているということでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかにご質問等ございませんでしょうか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 今回の蛭田委員の話の中で、この間、入札結果、業者のが出ていたと思うんですけども、業者の応札がどのぐらいあって、高い数字である程度、90いくつの数字が出たと思うんですけども、応札がどのぐらいあったのか伺います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 内海さん。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 入札につきましては、可燃ごみにつきましては、3者の応札がありました。資源ごみの回収につきましては、2者の応札がありました。

○小金井 勉委員 何パーセントになったんだろうか、落札率は。

○副委員長（土屋忠和副委員長） もし……

○小金井 勉委員 後でもいいよ、後でもいい。

○副委員長（土屋忠和副委員長） また後で説明していただけますでしょうか。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 はい。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、回します。ほかに。

山下委員。

○山下豊昭委員 29ページの不法投棄対策費です。金額は少ないんですが、実際に20名の方が監視員でいらっしゃるというふうに出ておりますが、この方たちが監視して発見されたというような例えば報告事項とか、そういうことは実際にあるんでしょうか。もし、件数が分かりましたら、お願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 渡邊副課長。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 不法投棄の件数でございますが、令和3年度2月末現在でございますが、一般通報23件に対しまして、不法投棄監視員の方の通報件数14件でございます。合計で37件の通報がございましたが、その3分の1強が不法投棄監視員の方からの通報によるものでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。そういう通報があった場合には、当課として通報後の対応については、どのように対応されているんでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 渡邊副課長。

○渡邊公一郎地域づくり課副課長 現地を確認いたしまして、すぐに回収できるものは回収をするという形で対応しております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 ありがとうございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 3ページ、下から5行目ですか。リサイクル物品売払代金、これってあれですよ。だいたい年度によって差があるんですけども、単価が新聞紙だとか、空き缶だとか、年中乱高下するものですけども、例えば去年の当初予算と比べて今年は高くなっているというのは単価の違いによるものなのか、あるいは先ほど4倉庫で回収していると言っていましたけれども、量の違いなのか。そのへんのところを説明していただきたい。ずっと前にいくと、平成29年だと8年前にもあるのが、逆に去年に比べて相当高くなっているんですけども、そのへんを説明いただきたいと思います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 まず、単価ですけども、単価は令和3年度になりまして、後期になりまして従前よりもよくなってきております。令和4年度は、よくなった単価で予算計上しておりますので、単価差が大きいものと思っております。

さらに、数量も回収量も昔より若干上向いておりますので、回収量の増も影響しているかと思われま。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 主には単価の違いということですね。

あわせて、表の真ん中あたりにあるごみ処理手数料ですか。これは先ほど課長が言われたように、ごみ袋の売払い代金、先ほどの課長の話だと可燃ごみの売払い代金について言われたんですけども、ごみ処理ってピンク色の大きさ別で大中小とありますけれども、あと瓶だとか缶だとか、そういうものを入れる可燃じゃない青い袋ってありますよね。その青い袋の部分は、この売払い代金には入っていないんですか。入っているんですか。その点をお伺いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 このごみ処理手数料の中には、可燃の袋だけになります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 一般の人は可燃じゃないごみ袋も買いますけれども、それは売払い代金に

何でならないんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 内海さん。

○内海 淳地域づくり課主査兼環境対策班長 現在、受益者負担ということで可燃ごみの袋のみ対応しているというのが現在の状況です。販売金額が定額となりまして、その金額がそのまま市のほうに収入、各種手数料ありますが、入るものと思ってください。資源ごみにつきましては多種多様な、いわゆるペットボトルとか、いろんな袋が対象となりますので、現在の時点では、統一した価格で全て対応するのは困難と思われるので、現状は可燃ごみを対象としているところでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 区長会の関係で、視察研修費は今回どうなっているの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 5ページの自治体振興費の中の表の一番下側になりますけれども、区長会運営費補助金というのがありまして、この中に含まれる形になります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 分かりました。ちょっと心配だったので。このところ何年も行ってないからね。何年も行かないんだったら、もういらないだろうと言われても仕方がないような状況だからね。続いているならいいです。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのほか、ご質問。

小金井委員。

○小金井 勉委員 ごみの削減という観点から、様々なものにつながってくると思うんですけれども、リサイクル物品売払代金、この観点から申し上げますと、今の物品内容のほかに、何かお金になるって言ったら言葉は悪いんですけども、何か収集できるようなものは考えているのか。

売払い金も200万円という数字ですけれども、これだってある程度の周知、努力をすれば、まだまだ。私なんかもあるこの倉庫に段ボール、衣類、本とか持って行くんですけども、いつもそんなにないんだよね。自分なんか持って行くほうだと思うんですけども、月1回ぐらいはあそこに持って行くんですけども、燃やしちゃいけないからね、段ボールも。本当は燃やしたいんですけども。

でも、本当にまだまだ様々な内容で周知をされていないと思うんですけども、ごみの減量

化とか様々なんだよね。ごみの減量化になれば組合の人数割り、ごみの数量も関係してくるんだから、搬出も搬入の数量も関係してくるんだから、そういった観点からも削減になるわけだし、これは真剣にもう少し様々な内容でリサイクル等の中身も、担当課が市全体として、ほかにリサイクルできるものがいっぱいあると思うんです。だから、そのへんの新たな施策みたいなものを考えているのかどうか、お伺いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 リサイクルという観点、それからごみの減量化という観点になるかと思いますが、今、検討しておりますのがプラスチックごみの中でも食品トレーです。これを回収して、リサイクルしようかということで検討しております。

しかしながら、プラスチックごみというのは受入れ先の問題も当然ありますので、受入れがある食品トレーとか、今それのみを検討している状況でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 近隣では、東金とか茂原なんかは、ある程度ごみの減量化に向けて様々な施策を行っています。そういった中で、うちなんかも組合にお金を払っているわけですから、減量化につながれば、その分、次年度の単価も安くなるわけですから、そういうことも含めて、様々な内容をもう少し担当課として、くまなく考えてもらって、コロナ禍はごみが減りましたよね、結構。だから、そのへんはもう少し研究してもらって、大網独自のそういう、20か所でしたっけ、倉庫は。そんなにないか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 リサイクル倉庫は4か所になります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 4か所でも少ないと思うんだよね。やはり近所があれば、ある程度、土日とか休みの日に持って行く回数も増えると思うんです。変な話、倉庫と言ったって、中古コンテナを1台買えば済むことですから、中古コンテナ1台8万円から10万円ぐらい出せば買えると思うので、今後その場所についても、もう少し検討してもらって、ごみを出さない、リサイクルごみを売る、そういうきちんとしたいい循環型の環境をつくっていかなければならないと思うんです。今後は。

今、騒がれているSDGs、そういう中身もありますので、今後しっかりと研究をしてください。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございますか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今回の関連なんですけれども、リサイクルの促進という点については、法的には容器包装リサイクル法というのがあって、それから食品リサイクル法ってありますよね。容器のリサイクルでは今、プラスチックのリサイクルというのが話題になっていまして、あとは事業者なんかも容器包装リサイクル法で一定の税金を払っているよね。

もう一つ、食品リサイクルなんですけれども、残渣をリサイクルする、肥料化する、そういう大型の事業者って結構あるんですよ。匝瑳市なんかにもエコ何とかという大きな事業者がありましたけれども、その原料はどこから持ってくるんですかって言ったら、食品残渣を東京のいろんなところから回収しているんだと言っているんですけれども、わざわざ東京から持ってこなくて、近隣の自治体から集めればいいんじゃないかと思ったんですけれども、生ごみの減量化という点では、食品のリサイクルなんかも大いに進めていく必要があるというふうに思うんです。

そういうことで、食品リサイクルの減量化などについて、何かお考えがあればお願いいたします。特になければいいですけれども、ぜひ進めていただきたい。

なかったらいいですよ。要望で。

（「ないでしょ」と呼ぶ者あり）

○蛭田公二郎委員 要望です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 次に、質問等ございませんでしょうか。

山下さん。

○山下豊昭委員 31ページになりますが、東金市外三市町清掃組合負担金について若干お伺いいたします。

現在、通常分で2億7,240万3,000円で、新施設建設分として2,027万円ですか。そのように拠出をしておりますが、現在の按分法の一つとして人口割で行われている。2番目には、処理重量によって按分に図られているというふうになっておりますが、例えば新施設が先にできた場合には、当市としてそのへんの考え方については、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 まず、通常分は搬入したごみの重量で按分をしております。

（「重量ですね」と呼ぶ者あり）

○御苑昌美地域づくり課長 はい。重量按分です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 山下委員。

○山下豊昭委員 将来の方向性を見定めて、費用対効果を踏まえた協議を進められたいというのが3年度の目標でございましたので、ぜひ4年度に向けて、これからそのへんのところを慎重に考えて対応のほうを進めていただきたいし、また情報等は我々のほうにもいただきたい。そのように思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございますか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 もう1点だけお願いします。

資料7ページ、今回、住民協働事業1団体と書いてありますけれども、この事業は幅広く実施されたほうがよろしいのかと思いますけれども、応募者とか、1団体ということについては課題があるのか。課題というか、1団体ということは内容がどうだったのか、お伺いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 森川さん。

○森川和子地域づくり課主査兼市民協働推進班長 今回、協働事業1団体というのは、応募が1団体ということだったんですけれども、募集に当たりましては、募集期間を7月26日から9月10日までと約1か月半期間を設けまして、応募の手引というものを中央公民館、白里公民館、中部コミュニティセンター、また社会福祉協議会を設置したほか、市の広報紙やホームページ等で周知を図ったところなんですけれども、現在コロナウイルスの状況の中で、話し合いを持ったりですとか、活動したりですとか、そういったものが難しい状況の中、1団体ということになってしまったのかと考えております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 そうですよ。コロナ禍だから、そういう状況下の中で。分かりました。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

最後に、内海さんの小金井委員からの質問に対して。

古内課長。

○古内 衛財政課長 一般競争入札に関することですので、財政課のほうから先ほどのご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

なお、27ページの一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、今年度の12月補正予算で債務負担行為を設定したものでございます。その金額の設定に当たりましては、3者から見積りを徴しまして、その中間にあった金額で債務負担行為の限度額を設定したところでございます。

また、4年度の当初予算につきましても、今申しあげました金額をもとに予算計上したところとなっております。なお、金額が高くなっているのではないかとご質問がございましたけれども、先ほど総務常任委員会でもご答弁申しあげましたとおり人件費、それから燃料代、それから修繕料等が結構高価な額になるということで、3者から見積りを取ったところ、この金額で設定したところでございます。

令和4年度から6年度の3か年分の収集運搬業務につきましては、去る1月27日に入札を執行いたしました。市内を西側と東側の2区分に分けて、なおかつ可燃ごみと資源ごみの2区分、合計4区分について入札を実施したところでございます。応札数については、先ほど内海班長のほうから申しあげたとおり、可燃のほうで3者、資源のほうで2者応札がございました。

それでは、入札結果を申し上げます。

まず、可燃の西側ですが、こちらについては落札率93.18パーセントになります。続いて東側の可燃になります。こちらにつきましては、落札率が96.51パーセント。続きまして、今度は資源ごみに入ります。こちらにつきましては、西側が91.64パーセント、東側の資源ごみに関しましては99.24パーセントという結果でございました。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 多分、業者の見積り自体である程度の流れをつけたんでしょうけれども、ある程度、年間これだけ違うということは、ある程度のことを考えるほうが、業者に見積り出させてこうですか、ああですかと言いなりで、聞くのもどうかと私は思います。

業者に言っているわけじゃなくて、見積りというものは様々な内容、業者の見積りが正しいかといったら100パーセントどうなるか、様々な内容を精査しながら見積りというものは、きちんと財政課が中身を打ち出さないと私はいけないと思います。

確かに今、人件費高騰、ガソリン代高騰、これは確かなことですけれども、その業者が適切に従業員に払っているのかどうかよく分からないけれども。だから、そのへんのことも踏まえて、この額の違いというものは、ちょっとあまりにも。だって年間でしょう。西側と東

側といったけれども、2者でしょう。2者なんですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**小金井 勉委員** 2者なんだから、それを考えて割れば差額の金額が出てくると思うんだけど、ぱっと見ても、この金額は多いんじゃないかと思います。もう少し見積りの段階で、これ企業だったら大変なことなんです。確かに今言ったように人件費高騰、燃料費高騰と意味は分かるけれども。何度見ても分からない。そこは私が見ても腑に落ちない部分があります。

以上です。

○**副委員長(土屋忠和副委員長)** 岡田委員。

○**岡田憲二委員** 今、小金井委員が言っていたんだけど、この前やった入札は入札でやったんだろう。

○**古内 衛財政課長** はい、一般競争入札です。

○**岡田憲二委員** 見積り合わせというのは、前回のことですか。

○**古内 衛財政課長** この入札を執行するためには、今後こういう契約を進めていきますよということで、令和4年から先3年、令和6年度まで、こういう金額を上限に今後業務を委託しますよということで、12月補正予算の中で債務負担行為というんですけれども、そちらの設定をさせていただいたところでございます。

その基礎になったのが、3者から見積りを取った中間位の金額で、限度額を設定したところでございます。

以上です。

○**副委員長(土屋忠和副委員長)** 岡田委員。

○**岡田憲二委員** 分かったような、分からないような。だけれども、業者から見積り合わせ、債務負担行為はそれは別にいいけれども。その前に入札は終わっているんだろう。

○**副委員長(土屋忠和副委員長)** 古内課長。

○**古内 衛財政課長** 3者から見積りを取った結果に応じて、今後の契約については、この金額を上限に業務を進めていきますよということで、債務負担行為というものを設定させていただきました。

○**岡田憲二委員** それで入札したということ。

○**古内 衛財政課長** はい。その金額を設定した上で入札を執行したところでございます。

○**副委員長(土屋忠和副委員長)** 発言者は挙手の上、お願いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 そうすると、事前に3者のあれを調整してやったということ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 調整というか、参考として3者から見積りを徴しまして、入札に当たっては、その3者から見積りを取った結果の中間位にあった金額を上限として、今後の業務を進めましょうということで債務負担行為の金額を設定したところでございます。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 それは分かるんだけど、それで入札したというのはどういうこと。もう大体上限は分かっているんでしょう。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 あくまでも債務負担行為は、参考見積書として私どもとしては徴しているという認識でございます。そこを基本に、実際の入札に当たってどこまで金額を落とせるかというのは、各業者の考え方だと思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 業者は本当は高いほうがいいんだから、話合いするでしょうよ。そうするに決まっているだろうね。だから、今回は高い金額になっちゃったということ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 失礼いたしました。

今回の入札に当たっては、可燃ごみについては3者から応札があったというお話をさせていただきましたが、応札があった3者と、実際に債務負担行為を設定した段階での3者は一部重複はありますけれども、別の業者からの見積りも参考にしているところでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 別の業者というのは、入札には参加しなかったの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 基本的に積算自体は地域づくり課のほうで、担当課のほうで行っております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 よく分かったような、分からないような、答えている向こうのほうも分から

ないような話だからよく分からないけれども、要は地域づくり課が積算して、それを基にしてやっているということでしょう。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 御苑課長。

○御苑昌美地域づくり課長 そのとおりでございます。地域づくり課で入札にかかる積算をします。予定価格にかかる積算をしまして、それをもとに財政のほうへ入札を依頼する形になります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 その前段階として……

○副委員長（土屋忠和副委員長） 申し訳ございません。岡田委員が発言していますので、周りは静かにしていただければとありがたいです。

○岡田憲二委員 だから、3者からの見積りを取って、それで大体決めたということでしょう。それで入札に臨むということでしょう。そうすると、細かいあれは分からなくなっちゃって、お互い知らない業者じゃないんだから話をするでしょう。何社もないんだから。いくらいくらという話をすれば、高く業者が担当課に出してくれば、見積り合わせのときだよ。そうしたら、いくらでも高くなるじゃない。そうじゃないの。業者から見積りを取っているわけでしょう、3者から。そうすると、業者もみんな自分のところは対抗の業者は分かっているわけでしょう。だから、今回多めに金額をやっておこうかと。いろいろあるから、多めにやっておこうよということを出してきた金額の中を取ってやっているということでしょう。最低価格にして。聞いていると、そういう考えだけれども。

そんな面倒くさいことしないで、入札なら入札をちゃんとやれば、最初から見積り合わせなんて、何者も2つの事業に5社、6社参入するのならあれだけれども、たった2つか1つの顔見知りでやっているような、そういう状況の入札状況だから。だから、あなた方が見積りを取って、その中を取って債務負担行為を設定して入札にかけるとか、そんな面倒くさいことをやっていないで。入札やらせればいいんじゃないの。だって、ほかの入札の前にみんな見積り合わせして、それで中を取って入札にかける。そんなことやっているの。ほかの入札案件。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 財政課長。

○古内 衛財政課長 ほかの入札案件に関しても、地域づくり課と同様に積算に当たっては、複数の業者から見積りを徴した中で、あくまでも予算額を設定するために、そういった参考資料として見積書を徴しているところです。各課で積算した数値に基づいて入札を執行し、

それで落札者を決定していくことになります。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 そんな面倒くさいことしないで、積算は君たちがやればいんじゃないの。そんな見積り合わせしなくて。見積り合わせするということは、業者は分かっていると思うよ。だって何社もあるわけじゃなくて、たった2社から3社でしょう。3社と云って、1社は本当ににぎやかに参加しているようなものじゃないの。いつでもそうもん。

だから、いろいろなことは皆さんが考えて、それで最低価格はもらわなくても積算できるんでしょう。途中で見積り合わせして、どうやらこうやらやっていないで、皆さんも相当きちんと積算して入札をやったほうがいいと思うんだけど。だから、こんなわけ分からないような話になっている。もっと簡単に分かりやすい入札制度にしたほうがいいんじゃないの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 財政課長。

○古内 衛財政課長 どうしても予算を編成するに当たっては、一定のそういった見積り等を活用して金額を設定する、できることは当然、私どものほうで自前で設計等して金額を設定できればいいんですけども、実際のところは、そういった事業者から参考見積書を取った上で予算額を設定するのが通常のやり方となっております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 だから、面倒くさいことしないで、あなたたちが積算していいんだよね。最低価格はこれだと決めたら、それでやったほうが面倒くさくなくていいんじゃないの。業者とあだこうだやっているけれども。

じゃ、それだったらあんたらの積算じゃなくて、業者のあれでやっているということじゃないの。業者の出してきた金額を見て、あなたたちが決めているということでしょう。そういうふうになるよね。時間ないからね。もう少し分かりやすいやり方にしたほうがいいと思うよ。たった2事業に対して2者しかないんだから、面倒くさいことないじゃないの。

私は入札に参加したわけじゃないから分からないから、そのあたりは。あんたたちがどういう方法でやっているのか、見積り合わせして、その中を取った金額でというのは今初めて聞いたからね。素人が考えたってあんまり。あんた方の積算なんていうのは、する必要ないじゃない。業者の見積り合わせやって、ちょうど中を最終価格にしてやっていると言ってい

るんだから。あんたたちの積算じゃなくて、業者の出してきたものの中を取ってやっているということでしょう。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 積算に当たっては、先ほど来申し上げておりますけれども、関係、それから事業に携わっている業者等から見積りを徴しまして、その中で入札の執行にふさわしい金額を上限額として設定するために、あくまでも参考見積書を取っておりますので、その上限額から、先ほど申し上げましたけれども、そこから企業努力でどこまで減らせるかというのが入札の今のところの状況になっております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 時間もないから、もういいけれども、分かったような、分からないような。いいです。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんでしょうか。

○古内 衛財政課長 もう1回だけ補足よろしいでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 今年度の予算額が大きいというお話もあるんですけれども、過去の分の決算額についてなんですけれども、こちらの分につきましては、令和元年度から3年度までの3か年の当該業務に関する入札を行ったところの結果は、だいぶ落札率が今回と違って60パーセント台ということでだいぶ低かったことが影響している部分もございます。

以上です。

○小金井 勉委員 だから、それを覚えているから俺は言ったの。それを俺は覚えていたの。だから言ったの。聞いたの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ないようですので、地域づくり課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（地域づくり課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、地域づくり課に関する予算の内容について取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 1点目が、東金市外三市町清掃組合の在り方について、将来

の方向性を見定め、費用対効果を踏まえた協議を進められたい。

2点目が、市有バスについて、適正かつ有効な利用を促進されたい。

3点目が、リサイクルを促進することにより、資源の大切さを啓発するとともに、財源の確保を図られたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆さん、ご意見等ございませんでしょうか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 入札の件に関して、ここにまさか書くわけにはいかないから、これは困ったものだよね。

○小金井 勉委員 3番、入れておいてよ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） はい。

昨年同様、令和2年、令和3年と続けて令和4年も同じものでいきたいんですが、先ほど小金井委員、また蛭田委員からもお話がありましたリサイクルについて、新しい施策をという言葉を付け加えさせていただければと思いますが、よろしいですか。

（「賛成します」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） どうでしょうか。

ほか、ご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ないようですので、以上で地域づくり課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後は1時より開始いたします。

（午前11時53分）

（午後0時59分）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、早速審議に入らせていただきます。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ガス事業場の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、令和4年度予算について審議を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、説明、答弁の際

は挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構です。速やかに答弁が得られない場合は、次に進めてまいります、早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに、職員を紹介していただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

副課長で工務班長の山田です。

○山田俊雄ガス事業課副課長兼工務班長 山田です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 保安班長の野大です。

○野大文昭ガス事業課主査兼保安班長 野大です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 業務班長の鈴木です。

○鈴木理一ガス事業課主査兼業務班長 鈴木です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 私、課長の鎌田です。よろしくお願いいたします。

それでは最初に、ガス事業課の概要を口頭で説明させていただきます。

ガス事業課は主に経理を担当している業務班と、工事を担当している工務班、供給施設の維持管理を担当している保安班の3班で運営させております。

ガスメーターの取付け数は、この1月末で1万2,936戸、これは前年同月比121戸の増加となっております。

ガス供給施設につきましては、本支管延長約35万4,000メートル、354キロメートル、あとガスホルダーが3基、整圧器19基を保有しまして、市営ガスの供給を行っております。

それでは、予算説明に入ります。

説明は事前に配付いたしました令和4年度当初予算予算特別委員会説明資料によりさせていただきます。

令和4年度も持続可能な経営を図るべく、前年に引き続き、安定供給、保安の確保、経済性の発揮の3つを柱として予算を作成いたしました。

それでは、説明資料1ページ、令和4年度当初予算説明資料総括表、予算編成の基本的見解をご覧ください。

来年度末の需要家件数見込みは1万2,195戸とし、年間50件程度の増加を見込んでおります。2015年度までは100件未満が続くなど漸減傾向にありました需要家増加数ですが、平成28年度が158件の増加、平成29年度が204件の増加と急激に上昇しました。しかしながら、こ

これはアパート建築の増加の影響による一時的なものでありまして、平成30年度は60件の増加にとどまり、令和元年度は宅地開発の増加などの影響によりやや持ち直し113件の増加、令和2年度は168件の増加となっております。

アパート建築の申込数につきましては、平成28年度は23件でしたが、平成30年度は2件、令和元年度は15件、令和2年度は3件、今年度1月1日現在では4件と、明らかに減少傾向にあることや、昨今の人口減少傾向も踏まえまして、需要家増加数の想定は直近の最低増加数未満と設定いたしました。

ガス販売量につきましては、直近の最大規模を供給できる規模を確保することとしまして、平成29年度の実績値と同等の760万立米としました。

また、経年ガス導管の対策につきましては、計画に基づき実施しておりまして、来年度は1,600メートルを目標といたしました。

次に、来年度予算の具体的な内容をご説明いたします。

説明資料3ページをご覧ください。

ここにはガス事業における収入が記載されております。公営企業であるガス事業会計の収入には2つの種類があります。1つは収益的収入であり、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入であるガス料金収入などが計上されます。もう一つは資本的収入であり、建設工事などに関連する企業債や工事負担金などの収入が計上されます。

それでは最初に、上段の表、収益的収入からご説明いたします。

来年度予算の収益的収入は、太枠で囲まれた令和4当初、一番下の合計欄に記載のとおり、7億8,484万6,000円を計上しました。この中で一番大きなものは、第1項第1目ガス売上げの6億7,558万2,000円であり、これは収益的収入の約86パーセントを占めております。

次に大きなものが第2項第1目受注工事収益であり、6,491万4,000円。続けて、第3項第3目長期前受金戻入れの3,932万2,000円、第3項第2目有価証券利息の356万8,000円などとなっております。

ここで受注工事収益は、お客様の宅内における工事申込みに係る収益でありまして、有価証券利息は平成25年度より運用を開始しました20年物国債や20年物政府保証債、また令和3年度から運用を開始した20年物千葉31回公募公債による利息収入でございます。

また、長期前受金戻入れは、費用として計上されている減価償却費用に含まれる資産取得の際に受領した補助金や負担金の見合い分が収入として計上される項目でございます。

続きまして、下段の表、資本的収入ですが、太枠で囲まれた令和4当初、一番下の合計欄

に記載のとおり、5,913万6,000円を計上しました。内訳としましては、地方債発行による借入れが5,000万円、工事負担金収入が913万2,000円となっております。

ガス事業会計では、平成15年度以降、16年間起債の借入れは行わずに運営してきましたが、現在進行している経年管対策事業などの影響により、設備投資の資金源である過年度分損益勘定留保資金の残高が急激に減少し、現在ほぼ枯渇状況であることから、令和元年度の3,770万円、令和2年度の3,000万円、令和3年度の5,000万円の借入れに引き続き、令和5年度も5,000万円の企業債発行による借入れを予定しております。

この起債残高の経営への影響につきましては、今年度以降10年の財源シミュレーションを行い、あくまでも現時点ではございますが、今の投資計画のままであれば、収支に大きな悪影響はないと確認しております。ただし、昨今の都市ガスをめぐる急激な情勢変化による今後の収支への影響や、供給施設の故障などにより設備投資計画も毎年のように見直しが生じていることを踏まえ、財源計画につきましては今後も十分注意する必要があると考えております。

また、工事負担金には、他工事に伴う移設補償に係る工事負担金や、その他申込み工事に係る工事負担金などが計上されます。来年度は他工事に係る移設工事の予定はありませんが、宅地分譲開発に伴うガス工事に伴う工事負担金収入が前年度に比べ増加すると予想されるため、金額は大幅に増加しております。

その他の項目につきましては、1,000円の存目計上となっております。

5ページから11ページにかけては、支出が記載されております。支出のガス事業費用と資本的支出の2種類がございます。

ガス事業費用は5ページから8ページにかけて記載されておまして、これは企業の経常的経営活動に伴って発生する支出である原料ガスの購入費用や修繕費などの費用が計上されております。

もう一つの資本的支出は9ページから11ページに記載されております。ここには、建設改良工事などの設備投資に要する費用が計上されております。

それでは、5ページをご覧ください。

令和4年度予算のガス事業費用は、太枠で囲まれた令和4当初、一番下の合計欄に記載のとおり、7億8,054万円を計上いたしました。その主な内訳は、第1項のガス売上原価が3億5,384万2,000円、第2項の供給販売費及び一般管理費が3億5,434万3,000円などとなっております。

同じページ一番下の表には、ガス事業費用の財源内訳が記載されております。この内容は先ほど説明いたしましたガス事業収益と同じですので、説明を省略させていただきます。

次の8ページには、ガス事業費用のうちの受注工事費用の内訳が記載されております。受注工事件数は、これは先ほども言いましたとおり、お客様の宅内の工事ですけれども、受注工事件数は平成27年度までは減少傾向にありましたが、平成28年度からは増加傾向に転じております。

それでは、表一番右の内容説明欄をご覧ください。

一般住宅の新設工事の件数は、前年度に比べやや増加の144件、大規模建物の新設は3件、アパートの新設工事は6件とやや減少とし、一般住宅や大規模建物の増設ほかは、それぞれ166件と9件とやや増加を見込みました。全体的には、工事件数はやや増加と見込んでおります。

なお、近年需要件数を押し上げてきましたアパート建築の申込みにつきましては、年によって増減し、ここに来て若干頭打ちが感じられ、今年度は4件にとどまっておりますが、予算不足の警戒から6件を見込んでおります。

以上、工事見込み件数が増加したことなどによりまして、受注工事費用は前年度当初予算に対して18万5,000円、3パーセントの増加となっております。

次は、9ページをご覧ください。

ここには資本的支出予算とその財源が記載されております。来年度予算の資本的支出は、上側の表、太枠で囲まれた令和4当初、一番下の合計欄に記載のとおり1億7,666万6,000円を計上いたしました。資本的支出のうち、供給施設の更新工事などの予算である第1項建設改良費は1億4,871万1,000円であり、さらにその中でも最も大きな割合を占めるものは第5目導管工事であり、1億4,507万2,000円を計上しております。

これら設備投資に係る財源の調達につきましては、下の表の財源内訳に記載しております。財源には大きく3つのものがあります。1つが第1項企業債であり、先ほど資本的収入での説明のとおり5,000万円を計上しております。2つ目が第5項負担金であり、これも先ほど説明のとおり913万3,000円を計上しております。3つ目は内部留保資金による補填であり、その内訳は過年度分損益勘定留保資金による補填が2,594万9,000円、当年度分損益勘定留保資金による補填が8,003万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額による補填が1,154万9,000円としております。

来年度の導管工事予定箇所につきましては、説明資料11ページの表と12ページの工事予定

箇所図に記載しております。内訳は、経年管対策工事を10本、その他建設改良工事を2本、地震災害時にガス導管の緊急ブロック形成のためのブロックバルブ設置工事、場所は確定していませんが、1本、合計13本となっております。

ここで導管工事予算は、資本的支出予算の約82パーセントを占めております。さらに、その導管工事予算の約70パーセントを経年管対策工事が占めております。この経年管対策事業は平成20年度から本格的に実施し、これからも継続する必要がありますが、先ほどの説明のとおり、14年を経過したところで財源不足が経営上の問題となっており、令和元年度以降、起債により財源を調達しております。

この財源不足を少しでも補完するべく、来年度予算におきましては、既設管を割りながら敷設することで工事費を削減できる新工法であるパイプスプリッター工法によるものを1本予定し、予算ベースで約730万円の工事費の削減を見込んでおります。

なお、水道など他工事と同時に行う工事につきましては、条件に見合うものがなく、予算化できませんでした。

最後に、ガス事業の概況を簡単にご説明させていただきます。

13ページの令和4年度大網白里市ガス事業会計予算の概要の右上のグラフ、ガス売上げ及び販売量の推移をご覧ください。

ここに示すとおり、ガス販売量は平成30年度に落ち込んで以降、伸び悩んでおります。原因としましては、年間平均気温の上昇によるものが大きく、実際にガス事業課測定結果におきましても、平成30年度に平均気温が大幅に上昇しており、この傾向は今年度まで続いております。本市のガス販売量の約87パーセントが一般家庭用であることから、販売量は気温に大きく左右されますが、そのほかにも人口減少に伴う需要家1戸当たりのガス使用量の減少が販売量に大きな影響を及ぼしており、経営上のリスクであると考えております。

次に、左下の表、収益的収支の令和4年度当初予算額（A）別、真ん中辺りの当年度純損益をご覧ください。

予算という未確定要素の多い段階ではございますが、来年度予算における収支差引きは税抜きでプラス3万2,000円と、辛うじて赤字を出すことなく経営を持続することとしました。ここ数年来の販売量の伸び悩みを踏まえますと、来年度の収益も大幅な増加は期待できませんが、依然として経年施設の更新、施設の維持、定期保安上検査などの保安に係る費用は継続的に発生します。このような厳しい経営状況から、来年度も経営の悪化が見込まれると判断した場合は、たとえ年度途中であっても、事業計画を緊急性と有効性をもって絞り込むと

同時に、投資財源計画の実情との乖離には十分注意し、適宜見直すことで持続的経営を確保していきたいと考えております。

以上が説明となります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明のありました予算の内容について、ご質問等あればお願いいたします。

いかがでしょうか。ありませんか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、ガス事業課の皆さん、ご苦労さまでした。退室していただいて結構です。

（ガス事業課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、ガス事業課に関する予算の内容について、取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 引き続きガスの安定供給に努め、計画的な経年管工事を進められたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆さん、ご意見等ございませんか。

昨年同様でいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） じゃ、昨年と同様で。

以上で、ガス事業課の審査を終了いたします。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

商工観光課を入室させてください。

（商工観光課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 商工観光課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明答弁の際は挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構です。速やかに答弁が得られない場合は、次に進めてまいります。早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに、職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしくお願いいたします。

○谷川充広商工観光課副課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、振興班長の栗原です。

○栗原 潤商工観光課主査兼振興班長 栗原でございます。よろしくお願いいたします。

○谷川充広商工観光課副課長 振興班副主査の内山です。

○内山博史商工観光課副主査 内山です。よろしくお願いいたします。

○谷川充広商工観光課副課長 最後に私、副課長の谷川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、はじめに資料の1ページ、総括表をご覧ください。

歳入におきましては、前年度と比べ547万円、11パーセント増の5,537万7,000円となっております。主な要因といたしましては、白里海岸市営駐車場の料金徴収期間の拡大による駐車場使用料の増額を見込んだものでございます。

次に歳出ですが、418万8,000円、4.4パーセント増の9,933万円となっております。主な要因といたしましては、歳入でご説明いたしました白里海岸市営駐車場の料金徴収期間の拡大に伴い、料金管理業務委託料の増額によるものでございます。

続きまして、2ページの歳入でございます。

一番上段の白里海岸市営駐車場使用料でございますが、719万6,000円増の1,440万9,000円となっております。

駐車場の使用料につきましては、総括表で説明させていただきましたとおり、令和3年度までは海水浴場の開設期間のみ料金徴収をしていましたが、令和4年度からは、海水浴場開設期間以外にも、ゴールデンウィーク期間や5月から9月までの土日祝日を加えた期間に拡大するというものでございます。

なお、市内在住者につきましては、今までどおり、駐車場の入り口で免許証を提示することにより無料となります。

次に、7段目の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金でございますが、146万円減の74万4,000円となっております。

この補助金は、令和3年度より千葉県海岸漂着物対策地域計画の重点区域に指定されたことから、海岸清掃等に係る経費を対象に交付を受けております。

令和3年度につきましては、事業開始初年度ということもあり、予算要求の時点では補助

対象となる経費の範囲や補助率が不明であったため、海岸清掃業務に係る事業費の総額で予算計上しておりました。令和4年度につきましては、令和3年度の実績、補助率33.27パーセントを基に計上しております。

次に、8段目の首都圏自然歩道管理委託金ですが、令和3年度までは商工観光課で行っていた事務を令和4年度からは都市整備課に移管するため、全て減額となっております。その他の項目につきましては、前年とほぼ同額となっております。

続きまして、歳出でございます。

主な事業内容について説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

中小企業資金融資事業におきましては、返済を完了する事業者が多いこと、またコロナ禍において、本制度よりも条件が有利なセーフティネット資金融資などの他の制度を利用する事業者も多く、新規融資の件数が少なかったことから、利子補給額が45万2,000円の減額となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

商工関係団体助成事業でございますが、市商工会への補助金を計上しております。なお、各種団体への補助金につきましては、観光協会等も含めまして一律3パーセントの減額となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

観光地美化事業でございますが、白里海岸及び海岸駐車場、海岸トイレの清掃を年間を通して行っているものでございます。事業費の一部として先ほど歳入で説明いたしました海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を充当しております。

続きまして、8ページをご覧ください。

観光施設管理費でございますが、海岸駐車場の土砂撤去や海岸トイレの光熱水費などの管理費用でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

観光振興費でございます。観光協会補助金など観光関係団体等への補助金や負担金となっております。なお、恒例の花火大会については、主催団体の夏まつり実行委員会役員会において、令和4年度の中止が決定されたことから、補助金の予算措置は見送っております。

続きまして、10ページをご覧ください。

観光等プロモーション推進事業でございます。

5段目の広告料でございますが、雑誌などの紙媒体に加え、SNS広告掲載料を計上しております。

6段目の委託料でございますが、県内の道の駅に設置するフリーペーパーへの広告委託料でございます。また、令和3年度は委託料で観光ポスター、パンフレットを作成いたしましたが、作成については隔年で行っており、令和4年度は必要数のみ増刷となりますので、印刷製本費で計上しているため、減額となっております。

最後に、11ページをご覧ください。

観光安全対策でございます。海水浴場や海岸駐車場の維持管理費及び来遊客の安全・安心を図るため、監視業務委託料をはじめとした海水浴場運営に係る所要額を計上しております。また、白里海岸市営駐車場の料金徴収期間を令和3年度の46日間から、令和4年度は96日間に拡大することから、委託料は前年度比で565万円の増額となっております。

なお、令和4年度の海水浴場開設についても、新型コロナの感染状況や県内市町村の状況を考慮した上で、開設に向けて進めたいと考えております。そのため監視業務につきましては、海水浴場の開設、不開設により大幅に業務内容が変わり、新型コロナ感染状況によっては準備期間が短くなることから、来年度におきましては、4年度におきましては、随意契約での対応を考えております。令和4年度も引き続き県内の海水浴場の開設準備等の情報収集を行い、来遊客の安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

以上が商工観光課の令和4年度歳入歳出予算の概要でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明がありました予算の内容について、ご質問等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

上代委員。

○上代和利委員 ちょっとお答えできることでしたらお答えいただきたいなと思ひまして、まず一番最初のこの3ページに、これはいくらでもないんですが、消耗品費のウミガメの産卵という部分がありまして、これ1点の部分と、あとその2ページに海岸漂着物等に関してなんですが、申し訳ないんですが、課長もいなくて申し訳ないんですが、答えられる範囲でまたお答えいただければと思うんですが、まず1点目がウミガメが毎年産卵に訪れると思うんです、海岸のほうに。地域の人とか、その理解と、この保全に関するこの働きかけが必要じゃないかなと思うんです。車では通らないでくれとかという、そういうふうなのがあると思うんですけれども、どのような保全に努められているかと、これが1点です。

もう1点、保全ということで、ハマヒルガオ、ご存知だと思うんですけども、波打側に、近くの砂浜に生えるものですよ。キク科の多年草なんだそうです。香りもよく、なお刺身や天ぷら何かでも食べられるんだということを伺いました。観光資源としても大切なものなんだそうです。このハマヒルガオなんかも、すごくこう、地元の方が心配している方もいらっしゃるって、そういう保全というのはどのように努めているのというのをよく市民の方にこれも聞かれました。

あと1点、海岸漂着物という部分なんですけど、海岸の漂着物対策ということなんですけれども、海岸には、今コロナ禍でなかなかあれなんですけど、今まで海岸清掃とかいろんな団体がやっていたんですけども、海岸にはペットボトルとか食品の容器、また包装品など、ごみが漂着していると思うんですね。本市はどうなのかなと。千葉県としても、漂着物対策を推進していると思うんですけども、この点の答えられる範囲でまたお聞かせ願えませんか。この3点です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 栗原主査。

○栗原 潤商工観光課主査兼振興班長 それでは、ご質問いただきました件のうち、まず1点目、ウミガメの保全、そちらの関係で申し上げます。

白里海岸のほうにウミガメの上陸が例年見られまして、実績をまず申し上げますと、直近の5年間では上陸したものが12件、うち産卵したものが6件、そのうち卵がふ化したものが2件となっております。

（「2件、何個」と呼ぶ者あり）

○栗原 潤商工観光課主査兼振興班長 数までは、申し訳ございません、把握しておりません。

令和3年度におきましては、ウミガメの産卵が1件確認されたんですが、残念ながらふ化には至っておりません。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 続けてもらって。内山主査、どうぞ。

○内山博史商工観光課副主査 それでは、私のほうからハマヒルガオと海岸漂着物についてお答えさせていただきます。

ハマヒルガオにつきましては、詳細な分布については把握しておりませんが、波打ち際から離れた波乗り道路沿いの砂丘状の場所に生育しているのを確認しております。

海岸管理者であります千葉県と連携を取りまして、車両乗り入れ規制の周知ですとか合同パトロールの実施など保護活動を行いまして、生育範囲が広がっていくように努めていきた

いというふうに考えております。

次に、海岸漂着物につきましてですけれども、海岸の砂浜の部分につきましては、おっしゃられたように、今、国の所管でありまして、管理自体は千葉県で実施しているものですが、現在市においては一部県からの補助金を受けまして、市営駐車場や市営駐車場前面の海水浴場の範囲の清掃をビーチクリーナー等を用いまして実施しているところでございます。

ただし、大きい流木などが漂着することもありまして、市において処理が困難なものにつきましては、千葉県の協力を得て実施しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。本当にウミガメにしても、ハマヒルガオにしても観光資源というか、本市にとっても大事なものだと思っておりますので、そのへんの周知というか、働きかけというか、大事に、保全という意味でも、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

漂着物も、また台風等の条件によってすごいものが来るんですけれども、その対策をなかなか起こり得ますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 ビーチクリーナーという機械がありますよね、海岸清掃の。あれは今1台、2台。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 現在は1台で清掃しております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 これは私もちょっと関与していたので、四天木浜にジェットスキーの世界大会をやったときに、私も挨拶をしたりとかしていたんですけども、世界チャンピオンのマークさんとか、それからコミッショナーとか、いろいろ来ている人が私に言ってきたのは、こんなきれいな砂浜はめったにないということを言っている。いいことなんだよね。だから、うちにはビーチクリーナーというのが常時備えてあって、それで常時海岸をきれいにしている、そういうふうに話したら、非常にいいことだと言っていましたよ。本当に日本国内では茨城県だとか、そういうところにも行ったんですけども、全然この四天木浜は違うと言って

いましたね。だから、本当にいいことだからね。

1台しかないんだね、今。常時きれいにして、みんなきれいだ、きれいだと喜んでいるんだから、ひとつお願いしたいと思います。

それともう一つ、海岸漂着物ということですが、これは物じゃないけれども、時々スナメリというのが漂着するよね、打ち上げられるというか。あれ、大体年に何頭ぐらいいるんですかね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 今、岡田委員のおっしゃられたスナメリですとか、イルカとか、サメとか、あとウミガメの死体、打ち上げられるんですけども、大体私の感覚で年に1から2匹打ち上げられまして、処理しているところでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 あれは私も聞いたこともあるんだけど、皆さん打ち上げられているという連絡があると、スコップを持って行って埋めるんだという話を聞いたけれども、本当なの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 今まで、ずっと人力でスコップで穴を掘って埋めております。

○岡田憲二委員 やっぱり、小さなクジラといえど、クジラはクジラだろうから、けがして打ち上げられて生きていけば、何とかならないのかなと思うんだけど、やっぱり全部埋めなきゃ駄目なんだ。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 まだ生きているものに関しましては、鴨川シーワールド等の専門機関に相談して状況を説明して、引取りに来ていただいたり、ちょっと対応するような措置をしております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 縁があって本市に流れ着いたんだろうから、あんまり無下にもできないよね。分かりました。今後もきれいな海岸運営というので、頑張ってください。お願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのほかご質問等ございませんか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 1ページ目の予算の説明資料の中で、総括表の中に、白里海岸市営駐車場の料金徴収日数の増加とありますけれども、期間と日数、教えてください。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 説明したとおり、ゴールデンウィーク、4月29日からのゴールデンウィーク期間、及び、通常は先ほどの説明のとおり7月、8月の海水浴開設期間は平日も含め毎日徴収していたところなのですが、6月から9月までの土日祝日、こちらも海水浴の期間に合わせて拡大しまして、96日間徴収を行うものでございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 昨年までは7、8月だけをやっていて、今年からゴールデンウィークを含めた6月から土日をやるというんだけど、歳入歳出を見ると、費用対効果等を考えた場合に、警備員の配置等もあろうかと思うんですけども、大した費用対効果は見込まれないですね。何のために、どういうふうな意図でゴールデンウィークから始めるのか、その意図的なものがあるのであれば、ちょっとお答えください。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 谷川副課長。

○谷川充広商工観光課副課長 費用対効果というお話なのですが、まずなぜこの徴収期間を拡大したかといいますと、お隣の九十九里町、あと一宮町、こちらにおいて同じように海水浴期間以外についても、土日ですとか料金を徴収していて、非常に利益がある、もうかっているというお話を聞きました。

そこで、昨今、砂浜からの土砂、これがアスファルト部分に堆積してしまって、これを撤去する費用がすごいかかっているところなんですけれども、そちらのほうの費用に少しでも回せたらという意図で徴収期間を拡大したものでございます。

それで、今、小金井委員からご指摘があった歳入と歳出を比べてみると大した、これ、委託料も高くなって、利用料は入るけれども、浮いていないじゃないか、費用対効果ないじゃないかというお話だったんですけども、これが今まで料金の徴収するゲートを中央と南側、北側と3か所において料金を徴収していたんですけども、新年度予算を計上した後に調整が済みまして、関係機関、漁業関係者ですとか、サーフィン業の関係者と調整がつきまして、夏季、7月、8月期間も含めましてゲートは1つ、それに調整できましたので、人件費が今ここで要求した金額よりかなり浮くようになりますので、実際の入札云々、契約の金額は、これよりかなり少ないもので契約できることになると思いますので、見込みどおり収入のほうがあれば、もう少し費用対効果はあるものだと考えております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 副課長の話だと、何かぶら下げた話、聞いているような話だけれども、本当にそれだけの内容があることを私は期待しております。

何しろこれ、ある程度の内容を使うのは、今おっしゃったように土砂撤去をするという目的、これはこれですばらしい、これをやることによって、土砂の撤去の費用に充てたいという、これすばらしいお考えですから、それはそれでいいと思いますけれども、やはりきちんと利益を出すような流れをつくって、土砂撤去だけではなくて、海岸整備にかかる費用というものをきちんと、様々な土砂撤去だけではないですよ、海岸整備に関しましては。あらゆるものに関して費用を与えられるような、そういう内容を、きちんと需要と供給、うまく使っていく、もっともっと考えられると思うんですよ。安易な考えだけではなくて、しっかりとした中身の中でデータと照らし合わせるような中身を、副課長、よろしくをお願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 商工観光課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（商工観光課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、商工観光課に関する予算の対応について、取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の審議事項を、事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 白里海岸と小中池公園の魅力を発信し、活気ある観光振興に努められたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆様ご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのままでいいですかね。

（「小中も入れて」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 入っています。海岸と小中池公園ということでありますので、令和4年は令和3年と同じものになります。よろしく願いいたします。

以上で商工観光課の審査を終了いたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 暫時休憩します。

（午後 1時46分）

（午後 1時52分）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、早速審査に入らせていただきます。

建設課を入室させてください。

(建設課 入室)

○副委員長（土屋忠和副委員長） 建設課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構です。

速やかに答弁が得られない場合は次に進めてまいります。早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに、職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしくをお願いいたします。

林課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 建設課でございます。

出席職員を紹介させていただきます。

私の右側が副課長の斉藤でございます。

○斉藤正二建設課副課長 斉藤です。よろしくをお願いいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） その隣が、管理班長主査の渡辺でございます。

○渡辺 晃建設課主査兼管理班長 渡辺でございます。よろしくお願ひします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） その隣が、道路班長主査の小林でございます。

○小林貴大建設課主査兼道路班長 小林でございます。よろしくお願ひします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） その隣が、河川排水班長主査の鈴木でございます。

○鈴木崇秀建設課主査兼河川排水班長 鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 私、課長の林です。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

建設課で所掌しております令和4年度当初予算の概要につきましてご説明させていただきます。

資料のほうは1ページのほうをご覧くださいと思います。

上段の予算編成の基本的見解でございますが、令和4年度の当初予算に当たりましては、生活基盤として必要な市道や排水路等の維持・向上に係る予算を計上するとともに、2行目のところに記載のとおり、地籍調査事業につきましても引き続き実施するための予算を計上

しているものでございます。

中段の歳入をご覧いただければと思います。

歳入につきましては、13の1の1、交通安全対策特別交付金から23の1の2土木債までの合計で1億4,061万9,000円でございます。前年度と比較しますと、額で3,378万円の減、率にして19.4パーセントの減となっております。

歳入につきまして主なものを申し上げますと、3段目、土木使用料、これは道路、河川、法定外公共物の占用料で約2,660万円を計上。中ほど、17の2の6、土木費補助金が地籍調査の補助金で約2,300万円を計上。そのほか起債などがございます。

なお、減額の要因といたしましては、金谷川河川改修事業の土木債の皆減によるものでございます。

一方、下段の歳出でございますが、17の1の1道路管理事務費から、2ページの10の2の1公共土木施設災害復旧費などの合計で2億820万3,000円でございます。前年度と比較いたしますと、額で2,650万8,000円の減、率にして11.3パーセントの減となっております。

主な要因としましては、下から3段目、金谷川河川改修事業費の皆減によるものでございます。

次に、個々の事業について主なものをご説明申し上げます。

5ページのほうをご覧いただければと思います。道路管理事務費でございます。

こちらは12節の委託料でございますが、前年度、令和3年度に実施いたしました工事等により道路の構造や形状が変わった区間の道路台帳を補正する業務や道路・水路境界確定点の保全管理をする業務及び未登記処理業務といたしまして、690万円を計上させていただいております。

7ページのほうをご覧いただければと思います。こちらは地籍調査事業でございます。

国土調査法に基づきまして、市が事業主体となり地籍調査を実施するものでございます。

ご承知のとおり、一筆ごとの地籍が明らかになることにより、災害復旧、公租公課の公平化、土地の境界が明確になるもので、主に12節の委託料3,007万4,000円とその他付随する費用と合わせ、合計3,329万5,000円を計上させていただいております。

11ページのほうをご覧いただければと思います。道路維持管理費でございます。

こちらは道路の維持管理といたしまして、10節光熱水費が道路照明灯電気代216万2,000円、12節委託料が市道の樹木管理2,630万円や、15節の原材料費が道路の補修材料費といたしまして400万円など、合計で4,058万6,000円を計上させていただいております。

13ページのほうをご覧くださいと思います。小規模復旧事業でございます。

こちらは市内全域を対象にいたしまして、道路の路肩の崩れや河川排水路の護岸崩れなど、比較的小さな規模の復旧工事を早急に行うための事業でございます。14節工事請負費としまして2,300万円を計上させていただいております。

15ページのほうをご覧くださいと思います。舗装補修事業でございます。

こちらは舗装の老朽化に伴いまして、舗装の打ち替え工事を実施するものでございます。工事箇所は、右側の内容説明欄に記載のとおり、南横川、みどりが丘及び小中地内の3か所でございますが、資料の最後のページに添付しております図面をご覧くださいと思います。

小さな表示で申し訳ありませんが、赤い色で塗られている箇所の①から③になります。

①は、図面中央下の南横川の10メートル道路です。②は、左上、みどりが丘のファミリーマートから調整池に向かう道路でございます。そして、③は左下、小中の平沢地区の道路になります。

15ページに戻っていただきまして、合計延長では780メートル、工事請負費といたしまして2,000万円を計上させていただいております。

続きまして、17ページのほうをご覧くださいと思います。橋梁等長寿命化修繕事業でございます。

こちらは老朽化する橋梁の維持について計画的かつ予防的に修繕を行うことを目的に、橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するものでございます。

令和4年度におきましては、市内107の橋のうち41の橋を対象とした共同定期点検業務といたしまして12節委託料2,200万円のほか、白里地区の2級河川堀川に架かります竜宮橋の補修工事といたしまして14節工事請負費に1,500万円を計上させていただいております。

補修工事の竜宮橋につきましては、資料最後のページですと、右下のほう、紫色の表示の④になります。

続きまして、19ページのほうをご覧くださいと思います。排水整備事業でございます。

こちらは、道路に排水施設等のない箇所におきまして、降雨時の道路や宅地への冠水防止を目的にU字溝を付設するものでございます。場所は内容説明欄に記載のとおり、上谷新田及び南横川の2か所でございます。

資料最後のページをご覧くださいと思いますが、青色で塗られている⑤と⑥の箇所になります。⑤につきましては、中央上部、上谷新田でございます。⑥が、中央下のほう、南

横川になります。

合計延長で60メートル。14節工事請負費といたしまして500万円を計上させていただいております。

続きまして、21ページをご覧ください。交通安全対策施設整備事業でございます。

こちらは市内各所においてカーブミラーの設置やトンネル照明の改修、センターラインや外側線の引き直し等の交通安全施設の整備を行うものでございます。14節の工事請負費といたしまして800万円を計上させていただいております。

続きまして、23ページをご覧ください。道路新設改良事業でございます。

こちらは道路の改良事業を行うものでございます。場所は、14節工事請負費の内容説明に記載のとおり、経田、北横川及び金谷郷の3か所でございます。

資料最後のページのほうでいきますと、黄色に塗られている箇所⑦から⑨になります。⑦が、中央やや左、経田になります。その右上ほぼ中央になります⑧が北横川、そして左上の⑨が金谷郷になります。

合計延長で90メートル。14節工事請負費といたしまして1,000万円を計上させていただいております。

29ページのほうをご覧ください。金谷川河川改修事業でございます。

金谷川関係の予算につきましては、今年度12月補正で計上した予算を繰り越ささせていただきました関係で、令和4年度予算に計上はございませんが、繰り越した予算で金谷川の事業用地を確保してまいります。

31ページのほうをご覧ください。排水対策事業でございます。

こちらは、土の水路をコンクリート構造物で整備することによりまして入管能力の向上を図るものでございます。

内容説明欄に記載のとおり、駒込、柳橋、清名幸谷、北今泉及び下ヶ傍示の5か所でございます。

資料の最後のページをご覧ください。緑色で塗られている箇所になります。⑩から⑭になりますが、⑩が左上のほう、駒込になります。⑪は中央やや右、柳橋になります。⑫は中央の上のほう、清名幸谷になります。そして⑬が右のほう、北今泉になりまして、⑭が下ヶ傍示ということで、⑬の左側になります。これらの合計延長は58.5メートル。そのほか、幹線排水路維持管理業務など、合計で1,303万2,000円を計上させていただいております。

以上が建設課所掌の令和4年度当初予算の概要でございます。

ご審査のほど、お願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明がありました予算の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 31番の今説明がありました下ケ傍示、14番、私はちょっと目が悪いんですけども、場所がよく分からないから、何かこの近くに特徴があるものある。これは橋だよね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 林課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） こちらにつきましては、過去に策定いたしましたは排水マスタープランに基づいてやる事業でございますが、詳細な箇所につきましては、下ケ傍示の箇所につきましては、河川排水班長のほうから説明させていただきます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 鈴木さん、お願いします。

○鈴木崇秀建設課主査兼河川排水班長 下ケ傍示の場所につきましては、細草のAGCの鉱業所があるかと思うんですけれども、そちらと南白亀川のちょうど中間点辺りを整備しております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等、ございませんか。

小金井委員。

○小金井 勉委員 7ページの地籍調査事業ですけれども、この事業に関しましては白里地区から、何年前からやっているのか記憶がないんですけれども、まだ白里地区をやっていると思うんですけれども、どの辺まで進んで、終わる頃には私なんかは死んでいると思うんですけれども、どのくらいの期間を考えているのか、始まってから結構たつただけけれども、何年から始められたのか確認の上。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 林課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 地籍調査につきましては、平成29年度から着手いたしております。

委員ご承知のとおり、白里地区のほうから順次やっております、現在、令和4年度予算を計上させていただいたもので着手ベースでいきますと6.2パーセントの進捗になります。

こちらの事業につきましては、全体計画で当初50年計画ということでスタートしておりますが、やや遅れ気味です。

その状況といたしまして、こちらの地籍調査が、補助金が国費が50パーセント、県費が25

パーセントつくという中で、最近は要望しただけの補助金が見つからないという状況がありまして、事業実施段階でついた額に合わせて若干事業を縮小している関係もございまして、進捗率としてはやや遅れ気味でございますが、今後も継続的に進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 先の長い話ですから、今後、補助金に対してのどうなっていくか、不透明な部分が、今課長がおっしゃられたように補助金が見つからないと、今までどおり。ついた内容でその規模でやっていくという話ですけれども、ただ、地籍調査ってすごく大事なことですよね。大事なことで、やったところに関しましては様々な利点があるんですよ。

測量も、変な話、新設する場合は測量も決まっていますんで、その地権者に関しましては測量費がかからないとか、様々な利点があるので、これからも順次進めていただきたいと思っています。

あともう一つ、金谷川なんですけれども、今回、用地取得分に関しては取消しの内容があると思うんですけれども、本体工事に関しましては何も予算がついていないということですよ。

だから、本体工事、私が言っているのは、いつも言っているのは、きちんとした、しっかりとした流れをつけてほしいということなので、これは次の段階の設計等々ができているかどうか、改めて伺います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 林課長。

○林 浩志参事（建設課長事務取扱） 設計につきましては、大本はできております。それに合わせて、予算に合わせての工事延長を調整するという作業が必要になってまいります。

現在、用地の交渉をしている方が契約できれば、それはその翌年辺りから工事ができるとは考えております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 今、課長が答弁したのは、また翌年と言いますよね。だから、4年、5年度中に決まればと言うんだけれども、今はある程度用地取得の方向性が決まっているわけですから、順次できる内容をつくっていかないと、1年と言わず、半年間空白な時間が生まれる。翌年も半年間空白にした、そういった流れを私はつくらないようにという常々要望をしているわけですから、いずれにいたしましても、間がないような形を順次取って、この工事はいくら金がかかろうが、いくら金がかかろうかと言ったら申し訳ないですけれども、やは

りやらなきやいけない工事だと私は思いますので、先を見据えた場合に、やらなきやいけないものに関しては、またその後、安価な内容になるようなものをしっかり考えていかなきゃいけないと思うんですよ。

だから、工事が終わることによって、庁舎改修なんかもそうだけれども、様々な設計から何から全部が負担がかかってくるわけですから、そこを圧縮するためには、やはりきちんとした流れを段階的に進めていかなければならないと思います。

今後とも、そのへんを踏まえた中でよろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

岡田委員。

○岡田憲二委員 今、増穂北小学校の向かい側の水路をやっていますよね。あれはどこまでやるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小林さん。

○小林貴大建設課主査兼道路班長 ちょうど今、増穂北小学校から柔剣道場の入り口、お墓のほうに向かって、山側のほうに向かって進めているところでありまして、今回の全体の区間としましては、こちらのお墓の柔剣道場の入り口の手前辺りまでの整備予定となっております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 じゃ、ほとんど完成だ。そうではなのね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小林さん。

○小林貴大建設課主査兼道路班長 まだ、本当に実際は30メートルぐらいしか、三、四十メートルしかまだできていませんので、それから先、数百メートル残っておりますので、順次整備を進めていきたいと思っております。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございますか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 交通安全対策施設整備費、来年度は2倍ですよ、これに対して。予算が倍増していて大変ありがたいと思っておりますが、おそらく八街の事故以来、どこの自治体でも予算は拡充していると思うんですけども、それで国から来る特別交付金、これはいろいろ説明いただいたように、交通違反などを原資にしているので、これをなかなか追加でということ難しいのかも分からないんですが、予算が400万円で、決算がこれから追加などで

来るといような可能性というのはあるのかなのか。あるいは、特別交付金以外に県などから交通安全対策の交付金だとか助成金などが来るなんていうことは見込まれるのかどうか、そのへんのところはいかがなんでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小林さん。

○小林貴大建設課主査兼道路班長 まず、一つ目の交通安全対策交付金のほうなんですけれども、こちらは事故の件数ですとか、そういったものを原資としておりますので、現時点でいくらというところを申し上げられないんですけれども、おおむね例年400万円少しぐらいという形での歳入となっておりますので、今年も、まだ来ていないんですけれども、そのへんの数字であるかという予想をしております。

次に、その後のそれ以外の補助金といいますか、そういったものに関しては、私のほうも千葉県等に問合せのほうをしているんですけれども、八街の事故のときに合同点検、一斉点検を実施しました。その中でのピックアップされたものについての補助金ということではありまして、それは12月補正の中で含めさせていただいております。それ以降のものに関しては、まだ交付金とか補助金というものはないということで伺っております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 分かりました。

全国一斉に交通安全、いわゆる危険箇所の点検をやるという、これは国もやっているし、県のほうでも各自治体に号令をかけているんですけども、実際に予算がそれに伴わないで自治体が苦勞しているというのはどこの自治体も言っているんですよね。実際そうだと思うので、危険箇所は大変あるんですけども、やれやれと言ってもお金はどうするのかという、それを聞かないで号令だけかけても、これは大変だというのははっきりしている話なので、これは県に対しても国に対しても。

県は、大網白里市のように財政難と違って、財政収入というのはたくさんあるんですよね。ぜひこういうことについては、国がなかなか動かないという部分は、県のほうには強く要望していただきたいということで、これは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ないですか。

建設課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構です。

（建設課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、建設課に関する予算の内容について取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会議務局主任書記 1点目、生活道路及び排水路の整備に関しては、緊急性、必要性を見極め整備を進められたい。2点目、浸水対策の要となる金谷川河川改修工事の推進に努められたい。3点目、小中川河川改修工事の推進に努められたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆様、ご意見等ございませんか。

（「大体入っているね。」と呼ぶ者あり。）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 昨年と一緒でよろしいでしょうか。

（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） いいですか。

ちょうど昨年の決算特別委員会も同じタイトルでした。

じゃ、これで進めさせていただきます。

以上で建設課の審査を終了いたします。

それでは、早速審査に入らせていただきます。

都市整備課を入室させてください。

（都市整備課 入室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 都市整備課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから令和4年度予算について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明、答弁の際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから発言してください。発言は座ったまま行っていただいて結構です。

速やかに答弁が得られない場合は次に進めてまいります。早急に答弁ができる形を取っていただくことをお願いいたします。

はじめに、職員の紹介をしていただき、続けて説明を開始してください。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○須永晃二都市整備課副課長 それでは、はじめに都市整備課の出席職員を紹介させていただきます。

きます。

都市整備課副参事営繕班長の宇津木でございます。

- 宇津木正明都市整備課副参事兼営繕室長 宇津木です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 都市計画班班長の今井でございます。
- 今井孝行都市整備課主査兼都市計画班長 今井です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 街路公園班班長の川島でございます。
- 川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 川島です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 区画整理班班長の疋田でございます。
- 疋田淳二都市整備課主査兼区画整理班長 疋田です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 開発審査準備班の班長、今井でございます。
- 今井英之都市整備課副主幹兼開発審査準備班長 今井です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 市営住宅を担当しております主査の小倉でございます。
- 小倉正光都市整備課主査 小倉です。よろしくお願いいたします。
- 須永晃二都市整備課副課長 最後に、都市整備課副課長の須永です。よろしくお願いいたします。

ます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

都市整備課の令和4年度当初予算の内容につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきます。

はじめに、予算特別委員会説明資料の表紙をめくっていただき目次をご覧ください。

都市整備課では2つの予算を所掌しております。1ページ目から30ページ目までが一般会計、32ページから43ページまでが土地区画整理事業特別会計となっております。

それでは、1ページ目をご覧ください。一般会計当初予算の総括表でございます。

歳入合計は1,530万7,000円で、前年と比べまして30万7,000円、対前年比2.0パーセント減額となっております。主な減額の理由といたしましては、土木費委託金のうち、県からの都市計画基礎調査委託金がなくなったことのためであります。

次に、2ページをご覧ください。

歳出の合計は1億8,978万4,000円で、前年と比べて232万9,000円、対前年比1.2パーセント減額となっております。

ここで、大変申し訳ありません、資料の修正がございまして、対前年比、三角で15と記載してあるんですけれども、説明させていただいたとおり1.2の記載ミスになります。大変申

し訳ありません、訂正のほうをお願いいたします。

主な減額の理由としましては、1ページに記載してあります歳出事業の上から2段目の都市計画調査費につきまして、5年ごとに行う都市計画基礎調査を令和3年度に実施したことから令和4年度は調査を実施しないため委託費が減額となっております。

また、下から2段目の市営住宅管理費につきまして、令和3年度に東宮谷市営住宅で退去した二部屋の入居前修繕工事を実施しましたが、令和4年度につきましては入居前修繕工事を今のところ実施する予定がないことから、工事費が減額となっております。

続きまして、一般会計予算の歳出のうち主な事業の説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをご覧ください。都市計画事務費でございます。

主な業務として、12節委託料、都市計画システムデータの修正業務とホームページで公開している都市計画地図地図データの修正業務を行うため、50万6,000円計上させていただきました。

8ページ、9ページをご覧ください。開発事務費となります。

開発事務費は、令和4年度から開発審査準備班が開発審査班となりまして、開発協議の許可などの事務費として6万8,000円を計上させていただいております。

10ページ、11ページをご覧ください。都市計画関係会計年度任用職員給与費でございます。

こちらにつきましては、街路公園班における会計年度任用職員の給与で、市内にある公園の日常点検、維持管理を行うため、職員2名の報酬、期末手当、通勤手当として386万円を計上させていただいております。

14ページ、15ページをご覧ください。自然公園等管理費でございます。

自然公園等管理費は、県立九十九里自然公園区域内にあります小中池公園と白里海岸公園のほか、多目的広場、農村公園などの都市公園以外の公園の維持管理を行う費用となります。

12節の委託料は、公園の樹木剪定や広場の除草など、年間管理委託業務を行うため1,124万4,000円を計上いたしました。

また、令和3年度まで商工観光課で所管しておりました関東ふれあいの道管理業務につきまして、令和4年度より都市整備課で委託業務を行うこととし予算計上しております。

また、14節の工事請負費は、小中池公園のローラー滑り台改修工事を行うため627万円を計上させていただきまして、自然公園管理費全体2,258万5,000円となります。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。都市公園管理費でございます。

都市公園の管理費は、都市公園緑地・緑道の年間の委託管理を行う費用となります。

12節の委託料は、都市公園等の樹木剪定や広場の除草、年間の管理委託業務を行うため3,300万円計上させていただきました。

14節の工事請負費は、馬場口せせらぎ公園にバイクの進入を防ぐための車止め設置工事40万7,000円を計上いたしまして、都市公園管理費全体で3,829万8,000円となりました。

20ページ、21ページをご覧ください。花とふれあいのあるまちづくり推進費でございます。

こちらの事業は、公共施設などに草花を植栽する花いっぱい運動の推進費といたしまして、花のボランティア連絡協議会の活動費のほか、緑化活動を進める地域グループの花の団体に対して活動に要する費用の補助金として65万1,000円を計上させていただいております。

24ページ、25ページをご覧ください。住宅耐震改修促進事業でございます。

こちらの事業は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の安全性の向上を図ることを目的といたしまして、耐震診断3件、耐震改修1件の補助金64万3,000円を計上させていただいております。

26ページ、27ページをご覧ください。住宅関係会計年度任用職員給与費でございます。

営繕室における年度任用職員の給与で、主に市が管理する各施設の電気・機械設備などの維持や簡易的な修繕を行うため、職員1名分の報酬、期末手当、通勤手当として183万9,000円を計上しております。

28ページ、29ページをご覧ください。市営住宅管理費でございます。

12節委託料は、市営住宅の浄化槽の点検清掃業務など96万5,000円計上させていただきました。

14節の工事請負費は、北今泉市営住宅の風呂釜の交換や給湯器の交換などを行うため65万2,000円を計上いたしまして、市営住宅の維持管理全体で297万3,000円となりました。

続きまして、土地区画整理事業特別会計予算をご説明させていただきます。

32ページをご覧ください。

歳入の合計は1億6,742万2,000円となりまして、前年と比べて1,445万9,000円、対前年比9.4パーセント増額となっております。

主な増額の理由といたしまして、令和4年度に換地処分を予定しており、上から4段目の雑入に区画整理事業の清算金の徴収を計上したことから増額となっているものでございます。

歳出の合計は1億5,018万9,000円、前年と比べまして1,667万5,000円、対前年度比12.5パーセント増額となっております。

主な増額の理由といたしまして、上から2段目に記載してあります大網駅東地区土地区画

整理事業の換地処分後の清算金の交付を計上したこと、権利者との補償協議などに必要な委託料を計上させていただいたこと、また上から4番目の償還元金が増加したものとなっております。

次に、歳出のうち主なものを説明させていただきます。

36ページ、37ページをご覧ください。

11節の手数料に62万円計上させていただきました。この手数料は、権利者との補償協議が調わない場合に、補償金につきまして千葉県収用委員会に裁決申請を行うための手数料となります。

12節の委託料は、権利者との補償協議が継続中ではありますが、今後も協議が調わない場合に補償金を供託するのに必要な委託料として246万4,000円を計上しております。

また、18節の負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理事業において工事完了後の出来形により従前の土地と換地処分後の土地の評価や面積に差が生じた場合、金銭で清算することとなっております。そのため従前地より換地処分後の権利価格が低い宅地に対しては清算金を交付し、また保留地につきましては既に計画面積で売買が完了していることから、出来形面積との差異が生じた場合に清算する必要があるため1,011万3,000円を計上しております。

なお、清算金につきましては、権利価格が低くなった場合は清算金を交付いたしまして、権利価格が高くなった場合は清算金を徴収することとなります。そのため、清算金の交付額と徴収額の合計は同額となりますことから、歳入歳出で同額を計上しているところでございます。

21節の補償補填及び賠償金につきましては、令和3年度に予算計上しておりました補償費につきまして補償協議が継続中であることから、改めて5,500万円を計上させていただいております。

40ページ、41ページをご覧ください。

土地区画整理事業に関わる起債の償還元金と償還利子となります。

そして、最後に令和4年度の区画整理事業でございますが、換地処分による新町名地番への移行、区画整理登記、清算事務を予定しており、早期の事業完了を目指してまいります。

以上、都市整備課の令和4年度の当初予算の内容について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいま説明のありました予算の内容について、ご質問等

があればお願いいたします。

岡田委員。

○岡田憲二委員 関東ふれあい道路の整備というお話ですかね。どういうものを整備するの。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 関東ふれあいの道、小中池公園から昭和の森へ続く道ですが、さきに策定いたしました再整備構想の中でも昭和の森との連携ということで、道路を整備するということで位置づけられております。

その道路につきましては、現在、階段のあるところもありますし、柵なんかのないところもございます。そういった歩道の施設、そういったものの整備を今検討しておるところですが、詳しい内容については引き続き検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 そうだね。私はいつも言っているように、すぐやれだとか金をかけてやれとか言っているんじゃないんだよ。財政が逼迫しているのは分かり切っているから、できるところから進めようということで、ただ上から結構来ているんだよね。若い人はいるけれども、年寄りも来てる人はいる。よく話は聞くから、だから手すりを一本でもあそこにつけてあげることによって全然違ってくるでしょう。大して金を使わなくても、みんなが喜ぶようなことはいっぱいやれると思うから、頑張ってやってください。

何より早く、検討委員会では答申したのは平成30年だっけ。四、五年前の話だろ。基本計画ぐらい出来上がってなければならぬ話じゃないですか。だから、基本計画をやるのは金がかからないんだから、そういうところから順序立ててやっていかないと、その場その場で行き当たりばったりでやっていくと、そんなものは計画のうちに入らないでしょう。

だから、一番大事なことは、今回のこれはしようがないけれども、検討委員会がきちんと出した答申を基にした基本計画を早くやるべきだと思うよ。それがまず第一ですよ。それで、よろしくどうぞ。

それから、ローラー滑り台というのも人気の一つだけれども、14ページに小中池公園に388万3,000円となっているけれども、これは何をするんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 須永副課長。

○須永晃二都市整備課副課長 今ご質問はローラー滑り台の工事費の627万円のことでよろしいですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 上の小中池公園で388万3,000円となっております。これは何。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 こちらは小中池公園の駐車場等、現在、区民の方からお借りして、借地して公園として整備しているわけですが、その借地料です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 駐車場の借地料ということか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今の関連で、今、岡田委員が言った公園の下の滑り台、それは計画的に何年がかりでやっているんですけれども、これは今後どういう計画になるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 小中池公園のローラー滑り台につきましては、全体で約95メートルの延長がございまして、継続的に改修を行っておりまして、今年も約8.6メートル分で一旦の補修は完了という形になります。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今年で終わりということですか。

（「はい、そうなります」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 ほかの質問なんですけれども、今ローラー滑り台があったから、これはずっと700万円、500万円、900万円という数字が並んでいるけれども、一基造れちゃうぐらいの整備費がかかっていると思うんですけども、全体でいくらかかったのか。

今年度で終わるというから、今年度で終わって、全体でどのくらいかかったのか教えてください。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 ローラー滑り台のこれまでかかった改修費の合計としましては、令和3年までで3,790万円ほどかかっておりまして、令和4年度で627万円です。合計すると……。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 概算で結構です。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 4,400万円の合計額になろうかと思えます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 これは本当に真剣に言っていると思うんだけど、新設でできるぐらいの金額もかかっておりませんか。客観的に考えると全然そうですね。4,000万円以上って、私なんかもあの滑り台に孫を連れていくけれども、大体4,000万円も、新設で2,000万円あればできるような内容じゃないの、違う。

実際問題、新設のときにどのくらいかかったか分かる人いますか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 新設、当時の建設工事費、ローラー滑り台にかかる工事費については現時点で把握しておりません。

○副委員長（土屋忠和副委員長） じゃ、後でよろしいですかね。

小金井委員。

○小金井 勉委員 まだまだあるんだけど、一つずつ聞きますよ。

あと、小中池公園の、岡田委員が本当にずっとおっしゃっていますけれども、改修に関しましても、ただ、私もこれは前に聞いたんですけど、補助金の取り出しがなかなか難しいという流れの中で、なかなかできない流れがあると思います。

補助金の研究をきちんとされているのか。財源の内訳10億円の下を見ると、令和2年度決算で観光地魅力アップ整備事業補助金、この補助率は3分の2とすごくいいんですよね。

これは何に使われたのか、当時。分かれば教えてもらいたいと思います。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 令和2年度の観光地魅力アップ整備事業補助金につきましては、令和2年度に整備いたしました小中池公園のトイレの改修費用の補助金になります。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 その補助金も、そういう取り出し口があるから、あのときに多分トイレを改修したと思うんだけど、様々な補助金を活用しないとこの整備事業というのは完成に至るまでにならないと思いますので、いずれにいたしましても補助金の取り出し口の研究をすることが先決だと私は考えて常々言っておりますけれども、そこについてどうですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 川島さん。

○川島総一都市整備課主査兼街路公園班長 小中池公園の再整備についての補助金等交付金、そこらへんの研究につきましては、千葉県の方といろいろお話を伺っております、現在、小中池公園に適用できる交付金、補助金については、環境省所管の関東ふれあいの道についての補助金は活用できるのではないかというような回答を千葉県からいただいております。

公園本体の、例えば園地の遊具の改修ですとか、そういった公園施設に関わるものについての補助金は、現在、小中池公園に適用できる補助金はないということを伺っております。以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 県がないのであれば、国の内容があるかもしれません。

幅広い、奥深い内容をもう少し精査をして、しっかりと補助金の活用を見いだしてほしいと私は思います。それをやらなければ、実際問題、小中池の公園の改修事業というものはなかなか難しいですよ。今の財政状況の中で、一般財源の中でやりくりは絶対できないと思いますので、しっかりと補助金の見出しを捻出してください。

それと、まだまだあるんですけども、令和4年度から開発審査班が新たに設置されますよね。それに対してのメリット、またデメリットもあればお伺いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 須永副課長。

○須永晃二都市整備課副課長 今席を外れている開発準備の班長を入室させてもよろしいでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） はい、どうぞ。

今井さん、どうぞ。

○今井英之都市整備課副主幹兼開発審査準備班長 お答えいたします。

開発許可権限が移譲されるメリットといたしましては、市の実情に応じた開発行為が行えるということで、先日条例のほうを制定していただきました。あわせて、土木事務所、県庁を経由しなくて済むということで審査期間の短縮が見込まれます。

デメリットといたしましては、担当課のほうで審査することになるので、多少の事務手続の煩雑化が予想されます。

以上でございます。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 手続がスムーズに早くなるということの流れ的なものは確かに申請者がありがたいお話ですけども、そういう中で今までは県にそれを投げていたものが、そこで逃

げ道になっていたというか、そういうものも流れの中であると思うんですけども、今後この指導要綱に適合しない申請についても行政指導があることから、許可をせざるを得ませんよね。

そういった中で、市として不整合が生じた場合にはどういった対応になるんですか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 今井さん。

○今井英之都市整備課副主幹兼開発審査準備班長 先ほど、許可申請と許可事例のほうでの不整合があった場合の指導についてお答えいたします。

現在、県のほうで調査をしているものにつきまして、市のほうで申達という形で一度中身の審査を行っております。その中で、不適切なものにつきましては千葉県の方に申し送るという形で管理書のほうを作らせていただいて、事業者の方に県のほうから併せて通知をしていただいているというようなことになっております。

市のほうに権限が移譲された場合につきましても、同じように市のほうで指導を行うことになるわけなんですけれども、今後市のほうに許可権が来た場合であっても、基本的には県の技術基準を採用するということになっておりますので、同じような指導が行われることになるかと思えます。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 しっかりと不整合が生じないような流れを今後ともつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 今、小金井委員が言っていたように、どこから金を引っ張ってくるかということが問題なんだよ。そのために環境省にパイプをつくったんだよ。

検討委員会の資料だとか、それから全部環境省のほうに届けてあるんだよ。こういう計画でやるから、ひとつよろしく願いますということで届けてあるんだよ。だから向こうは知っているんだよ、承知しているんだよ。

だけれども、分かりましたと、話はよく分かりましたと。だから我々の話も聞いてくれないかなということだったので、何でしょうかといたら、実は環境省には全国から各市町で出向してきていると。唯一、一人も来ていない県があるんですよと。一覧表みたいなものを持ってきたんです。見たら、千葉県がゼロ、空白なんです。ゼロ、誰も行っていない。このと

おり千葉県は服務規定がないんだけど、だからどうか大網さん、出向させてくれないかねと。あなた方の話も分かったからということで、それで行っているでしょう、ちゃんと。

こんな強いパイプをつくってあるんだよ。県が該当するものはないと言っていますから、終わらせたんではもったいないでしょうよ。そういうためにそれをやっているのは私だから。明くる日、市長も連れて行って、市長もオーケーして、それで出しているんだから、職員を。

だから、県は駄目だと言ったって、環境省のほうで環境省の話も聞いてやっているんだから、多少の話は聞いてくれると思うよ、行けば。行かないからそのままになっているんだよ。何のために2年間うちの職員を出しているのか。帰ってきたら、それですっと消えちゃっているんだから。君たちにそれを言ってもしょうがないので、君たちはそういう立場にないんだけど。

だから、もっと上の連中がしっかりしないと、いくらみんな、議会が頑張ったって、皆さんが頑張ったって、どうにも進まないよ。

そういうこともあるから、やはり国の助けを借りるところは借りなきゃしょうがない。そのために行って、一方的な話をして帰ってきているわけじゃない。我々の話も分かりましたと。だけれども関係者の話も聞いてくれと言って、それでこっちだってきちんとやっているんだから。

だけれども、行かなきゃ誰だって、行くからいろいろ義理もあるし、お互い今度はこっちがやってやらなきゃいけないということになるけれども、行かなきゃそのまま止まっちゃうのは当たり前じゃないですか、本当の話。環境省だって黙って何も言ってこないのに金も出したくないし、面倒くさいことしたくない。行くから、これはしょうがないから何とかやってあげなきゃしょうがないというので動くんだから、やっていないんだよ。

君たちに言ったってしょうがないよね。

○副委員長（土屋忠和副委員長） よろしいですか。

ほかに質問。

小金井委員。

○小金井 勉委員 今、岡田委員が言ったことは伺っています。やはり国への働きをしっかりとできるような形も考えていかないと。

あと一つは、やはり今の時代、何かしらクラウドファンディング的なものの公園の整備という内容で、企業版ふるさと納税に関しましても、企業版というのは私が言うように、やっぱり軸をつくっていかないと、何かの柱をつくっていかないと寄附者の思いが集いませぬの

で、ガバメントクラウドファンディング、財政課長もいますから。

これなんかでも、私は企業版ふるさと納税でもう一つの柱をつくって、公園整備、大網側の小中池公園の施設をしっかりとしていかなきゃいけないんだという思いの中で、そういうことも考えられていないですか。

財政課長もここにいらっしゃいますから、ぜひとも何かそこら辺についてお答えがあればお願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 財政課長。

○古内 衛財政課長 小金井委員のおっしゃったことも一つの方法としてあろうかと思えます。

○岡田憲二委員 一つじゃない、全部だよ。それしかないんだよ。

○古内 衛財政課長 それも踏まえて、担当課のほうにはお話があったことは伝えて、そういったことも検討していただきたいということで引き継ぎしたいと思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 小金井委員。

○小金井 勉委員 様々、この財政状況の中、内容を一つひとつ、今その局面に立っている内容を一つひとつ打ち出して、そこを軸とした内容をつくっていかないと、今の財政状況の中では、しっかりとした整備、おもてなしというものがなかなか本市では発信できないと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ほかに質問等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、都市整備課の皆さん、ご苦勞さまでした。退席していただいて結構でございます。

ごめんなさい、ローラー滑り台の件は。

○副委員長（土屋忠和副委員長） 暫時休憩。

（午後 3時01分）

（午後 3時04分）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 再開いたします。

課長。

○古内 衛財政課長 先ほどご質問のあったローラー滑り台の件ですけれども、今金額等につ

いては調べている段階なんですけれども、時間が間に合わないかもしれませんので、後ほど皆様の文書棚のほうに配付させていただくということではいかがでしょうか。

○副委員長（土屋忠和副委員長） じゃ皆さん、今の課長のご意見でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） じゃそれで進めます。

（都市整備課 退室）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、都市整備課に関する予算の内容について取りまとめに入りたいと思いますが、昨年の指摘事項を事務局、読み上げてください。

○鶴岡甚幸議会事務局主任書記 小中池公園について、本市の観光拠点となるよう整備を検討されたい。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、皆様、ご意見等ございませんか。

（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのとおりというお話がありまして、昨年の令和3年度と同じ言葉に、先ほど岡田委員のほうから小中池の公園、ほかの話も出ました、解体の話も出ましたので、その周辺という言葉を入れさせていたらどうでしょうか。

小中池公園とその周辺という言葉で付け加えさせていただきますか。

○岡部一男議会事務局長 小中池公園の中にふれあいの道も入っていますので、それは周辺じゃなくてよろしいですか。

○岡田憲二委員 一部なんだよね。

○岡部一男議会事務局長 公園の中のおっしゃったように一部ですから。

○岡田憲二委員 もともと関東ふれあい道路というのがあって、後で公園にしているので。

○副委員長（土屋忠和副委員長） では、そのまま昨年同様という形で、審査結果とさせていただきます。

以上で、都市整備課の審査を終了いたします。

各課等の審査はこれで終了となりますが、各会計予算案の採決に入る前に5分間休憩とさせていただきます。

では、3時15分からお願いいたします。

（午後 3時07分）

(午後 3時16分)

○副委員長（土屋忠和副委員長） 再開します。

次に、次第の4、各会計予算案の採決に移ります。

3日間にわたる慎重審議、大変お疲れさまでございました。

これより討論及び採決に入らせていただきたいと思います。ご異議はありますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、討論に入ります。

議案第9号 令和4年度大網白里市一般会計予算から議案第17号 令和4年度大網白里市下水道事業会計予算までの討論を一括で行います。

希望者はありますか。

蛭田委員。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 詳細は最終日の討論で行いたいと思いますが、反対討論を行います。

一般会計予算については、先ほどお話もありました交通安全対策施設整備費の倍増だとか、あるいは小・中学校のトイレの洋式化だとか、前進した面もありますけれども、全体としては今の財政難も市民負担で切り抜けると、こういう方向であると非常に賛成できるものではないと。

それから、国保、介護については、引き続き値上げせざるを得ない状況の下で、今介護保険は第8期真ん中ですがけれども、これから先、間違いなく介護保険料は値上げせざるを得ないという状況。国保もこれから引き上げる、上がるということになると、市民負担はこれできりぎりだという状況の中で、お話もありましたけれども、これをどう打開するかという点では、これは国保会計に対する国からの抜本的な財政投資、こういうものがないとどうにも立ち行かないかと思うんですね。

そういう中で、今は財政基金も国保も介護も大変な状況ですが、しかしそういう中で今基金も厳しいから値上げせざるを得ないということにはならないと思いますので、国保、それから介護保険関係、高齢化介護保険関係、こういったものについても賛成はできないというふうに思います。

それから、今年は大網病院の会計、それから下水道関係、これはさきの12月議会で反対討論しましたけれども、大網病院については、下水道料金については、特に25パーセントの引

上げをやるということもあるし、診断書の発行手数料、これの引上げが今回4月からの予算の中にも入っているということもありますので、今回は大網病院関係、それから下水道事業関係、これについても賛成できないということで反対したいと思います。

以上です。

○副委員長（土屋忠和副委員長） そのほか、討論はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 以上で討論を終結いたします。

それでは、直ちに当委員会における審査結果として本案件に係る採決を会計ごとに順次行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（土屋忠和副委員長） それでは、令和4年度大網白里市各会計予算について、順次採決を行います。

最初に、議案第9号 令和4年度大網白里市一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号 令和4年度大網白里市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号 令和4年度大網白里市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号 令和4年度大網白里市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号 令和4年度大網白里市介護サービス事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号 令和4年度大網白里市土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成総員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号 令和4年度大網白里市ガス事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成総員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号 令和4年度大網白里市病院事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号 令和4年度大網白里市下水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副委員長（土屋忠和副委員長） 賛成多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

以上の結果をもって委員長報告書を作成いたします。

これから少々お時間をいただき、意見の取りまとめを作成いたします。

一旦閉会した後、皆様でご確認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎その他

○副委員長(土屋忠和副委員長) 最後に、4、その他でございますが、何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(土屋忠和副委員長) では、その他を終了いたします。

それでは、委員の皆様方のご協力をいただきまして、当委員会が円滑に、かつ効率的に運営できましたことに感謝申し上げ、本件に係る審査の一切を終了させていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○副委員長(土屋忠和副委員長) 以上をもちまして、予算特別委員会の閉会の言葉とさせていただきます。

お疲れさまでした。

(午後 3時25分)